

第八十四回国会 参議院 科学技術振興対策特別委員会 会議録 第十一号

昭和五十三年五月十日(水曜日)

午後二時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 藤原 房雄君
理事 源田 実君
望月 邦夫君
松前 達郎君
塩出 啓典君
佐藤 昭夫君

委員 岩上 二郎君
亀井 久興君
熊谷 弘君
後藤 正夫君
安田 隆明君
小柳 勇君
吉田 正雄君
中村 利次君
柿沢 弘治君

国務大臣 熊谷 太三郎君

政府委員 (科学技術庁長官) 半澤 治雄君
科学技術庁長官 山野 正登君
科学技術庁原子力局長 牧村 信之君
科学技術庁原子力安全局長 佐藤 兼二君
資源エネルギー庁長官官房審議官 武田 康君

事務局側

常任委員会専門員 町田 正利君

説明員

環境庁企画調整局長 望月 美之君
運輸省船舶局首席船舶検査官 赤岩 昭滋君

本日の会議に付した案件

○原子力基本法等の一部を改正する法律案(第八十回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付)

○委員長(藤原房雄君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

原子力基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田正雄君 それでは、先回に引き続きまして幾つかの点について御質問を申し上げます。

なお、本日の時間もきわめて限定をされておりますので、次回ということもありますから、一応きょう用意したものできょうやれないものが当然出てまいりますから、そういう点では事務当局の方でも、お聞きをする項目だけ最初に申し上げておきますので、きょう終了しなかったものについては、次回までにひとつ御用意をしておいていただきたいというふうに思うわけです。

お聞きをしたい点は、きょう予定したものは六つございます。これは大きな項目ですが、一つは原子力委員会の二分割をされるに至った趣旨です、その点についてお聞きをしたいということです。

大きな第二点といたしましては、原子力安全委

員会の所掌事務についてそれぞれお聞きをいたしたいというふうに思っております。

それから第三点といたしましては、今日までの安全審査の各項目、日時、専門委員の出席状況、これはきょうすぐ出していただくべく結構なんです。これは内容でなくて、いま申し上げましたように項目ですね、そういう項目にわたって安全審査が行われてきたのか。それと日時と委員の出席状況。同じくこの安全審査に関連をいたしました耐震設計、あるいはその審査状況ですね、こういうものについて全発電所の今日までの審査内容ですね、これを資料として出していただきたいというふうに思っております。

それから第四点といたしまして、環境放射線モニタリング業務についてお聞きをいたしたいというふうに思うわけです。

それから大きな五つといたしましては、国家行政組織法との関係についてお聞きをいたしたいというふうに思っております。

それから第六番目といたしましては、委員選任のあり方について、これは第一回のときにも長官にもお尋ねをいたしておりますけれども、先般の参考人に対する討議等を通じて、さらにこの点についてお尋ねをいたしたいというふうに思っております。

きょう、一応この六点を予定をしておいたんですが、予定時間が若干少なくなった関係もありますので、やれるところまでやりたいというふうに思っているわけです。

原子力委員会の二分割に至った経過は、るるこの意見書なり提案理由の中に書いてありますけれども、さらに不明の点がございまして以下お聞きをいたしたいと思うんです。

推進と規制の分離、あるいは規制面に比して開発面にウェードをかけ過ぎているという国民の批

判という原子力行政懇談会の答申の精神にこたえる面からは、この原子力委員会というものを二分をしてさらに安全委員会を設置をするという、そういう趣旨についてはこれは肯定できるわけです。

ただ二分割というだけでは必要条件であって十分条件ではないわけです。まあアメリカでは確かに実施されておりますし、そういう点でアメリカの実施状況というものが大きな参考になっておると思うんですけれども、しかし形式的なものでなくて、本当に二分をされたその趣旨を生かしていくという行政機構のあり方なり、あるいは必要人材というものを果たしてそろえることができるのかどうか、こういう実質的なものが備わらなければ効果は上げ得ない。逆に言うと、いままでの安全行政に対する批判というものを形式的にかわすという、そういう機構いじりに終わる危険性があるんじゃないか、またそういうしりを受けおそれがないのかどうかというのを思うわけです。

そこでお聞きをいたしたいんですけれども、アメリカの安全規制委員会の構成が一体どうなっているのか。これもいまいきなり申しますと、直ちにとは申しませんが、その資料を出していただきたいと思いますが、しかしある程度のことには御存じだと思いますが、大体現在わかっている事務局長のスタッフの人数が一体どれくらいになっているのか、主要な任務だけいいですが、それとスタッフの人数、こういうものについてまずお聞きをいたしたいと思っております。

○政府委員(牧村信之君) お答えいたします。

アメリカでは、先生御存じのように、NRC、原子力安全委員会でございますが、その職員が二千五百二十九人でございます。原子力委員会の委員は五名でございます。そこで、その中にACRSという一つの諮問機関がございまして、そこは

十五人の非常勤の委員がある機構になってございます。そこで、二千五百二十九人という人数でございしますが、これは御存じのように、アメリカにおきましては軍事的な利用もあるわけでございします。また発電所の数も非常に多いということも言えるかと思ひます。

わが国の場合のその点の比較でございしますけれども、わが国がなおそれでアメリカと比べて必ずしも十分であるとは言えない面もあらうかと思ひますが、科学技術庁並びに通産省、また運輸省等の人数等を勘案いたしますと、原子力発電所一基当たり等に換算するといはしますと、必ずしも少ないものではないというふうに私どもは考へております。

○吉田正雄君 それじゃ先ほどお願いしたように資料いただきたいと思つてゐるわけです。それから有澤私案あるいはこの答申の中にも述べられておるんですけれども、要するに、今回の改正案の趣旨を本当に生かすというためには、原子力委員会あるいは同安全委員会ともに行政実務から機能的にやっぱり独立した、質量ともに十分なスタッフというものを抱へてゐることが必要なんだということを言つておられますし、さらに私案の中では、将来各省庁の上に立つた、少なくとも中立性、平等の立場を保持していくということから、一元的な原子力行政を行うという意味で、そういう省庁構想というものを持ったらどうかというところが私案の段階では述べてあるわけですね。答申の中でも「当面は」というふうな言い方で事務局機能の強化ということが盛んに言われておるんですけれども、長官としては、将来原子力行政というものを本当に一本化をしていくということ、さらには原子力委員会というものが日本における原子力開発利用の最高と言つたらいいでしょうが、政策を決定するきわめて重要な任務を負つてゐるという面からも、一元化をするという観点に立つての一本化構想というものは必要じゃないかと思ふんですが、この点については一体どのようにお考へになつてゐるのか、まずお聞か

せ願ひしたいと思います。

○国務大臣(熊谷三郎君) いま原子力行政の一本化というお話でございしますが、私も十分その御趣旨についてちよつとわかりにくい点がございします。原子力委員会と原子力行政と二つのいま改正になりますと、そのわけでございしますが、そういうことを含めての一本化でございしますか。大変失礼ですが……

○吉田正雄君 原子力行政懇談会の答申が出されておりますし、それに先立つては有澤私案なり中間答申なり、まあ中間答申というものが最終的には答申になつておるわけですから、この私案なり答申の中にも原子力行政の一元化ということが言われておるんです。ただ答申の段階と、それから現在の改正案の内容を見ますと、一元化という言い方はしてありますけれども、実用研の許認可等についてはこれは通産省だ、それから船舶研については運輸省である、研究研等については、研究段階では科技庁であるというふうなことが言われてゐるわけですね。そして安全規制等についても、第一次的にはそれぞれの関係省庁が行つて、安全委員会は二次的にダブルチェックを行うんだというふうなことが改正案の趣旨だと思ふんです。そういう意味では本当の一元化ではないんじゃないか、各省庁ばらばらにまたがつてゐるという点で、そういう点ではこの私案に述べられておる内容というものは、将来、こういう言い方をしているわけですから、一々読まなくても私案の内容はわかつてゐると思ふんですが、そういう点で「当面は」という言い方で答申は述べてゐるわけですから、将来一元化という構想ですね、たとえばいまの科学技術庁というものを原子力と言つたらいいんじゃないか、原子力省なり庁なり、そういうふうなものにして、それぞれ分散をしておるそういうものを一元化をしていくという考へ方があるのかどうかということをお聞きをしております。

○国務大臣(熊谷三郎君) ごもつともな御質問でございしますが、なかなかこれはむずかしい問題であらうかと、私の私見としては考へます。したがつて、ここで一元化した方がいいか、あるいは現状でも少し実際の状態を見た方がいいのかわからないか、これについては私もここで簡単に一元化がいいとも、あるいはそれが絶対のものでもないこともちよつと申し上げかねるような、率直に言ひまして、段階でおります。

○吉田正雄君 その次に、この前、資料として原子力委員会及び原子力安全委員会の組織というものと、安全行政体制というふうなもの、これまたいただいたんです。この説明を若干受けたんです。時間がなくて十分お聞きできなかったもので、きょうお聞きをいたしたいということにしてあります。その点についてお聞きをいたしたいと思ふんですが、この組織図といひますか、これを見ると、法改正ができた後の新しい組織図があるわけですね。これについて御説明を願ひたいと思ひますけれども、御説明を願ひたいと思ひます。この組織図とそこに書かれておる配置をされたスタッフの数、専門委員の数というのを見ますと、私は果たしてこれで十分に安全行政体制というものが確保されるのかどうかという点できわめて疑問に思ふわけですね。特に通産省と運輸省にお聞きをいたしたいんですけれども、少なくともここで示されておる案を見る限りにおいては、非常にスタッフとしては脆弱と言つちやなんですが、余り強力ではないんじゃないかという感じがするんです。口の悪い人はよく、今度の法改正がなされても本当に必要な専門的なそういうスタッフというのがなかなか得られないんじゃないかと、特にここに書かれてあるような専門委員の数ですね、こういうものでは今日の国民の批判にたえらうと、国民の側に立つたという安全行政体制として、は力不足ではないかと、まあこれはまたこの行政組織法との関係もあるわけですから、お茶くみ職員だけふえたんでは困るんじゃないかという実は声も聞いておるわけですね。私もこの案を見て、このスタッフではまだ不十分だという感じを

免れないわけです。そういう点で、特に第一次的に実用研の許認可権を持つておる、またそのチェックをする大きな責任を負つておる通産省、運輸省としては、この改正案で十分にやつていけるのかどうか、そのことをお聞きをしたいと思ふんです。

それからさらに、この安全委員会所属のスタッフというものと、これは専門委員会を含めてですけれども、とりわけ専門委員の場合にその点が私は重要だと思ふんですが、通産省なり運輸省なりの関係機関の職員なりスタッフと専門委員とダブルということは、これはもうダブルチェックをするという精神からしても極力避けなければならぬし、またそうあつてはならないというふうな思ふんですけれども、この点についてどういふような配慮が行われるのか、その点についてお聞きをしたいと思ふんです。そういう点で、「むつ」問題で指摘をされておつたように、形式主義というものを避けて、本当に実効の上がこの機構の整備、人材確保ということが私はきわめて重要だろふというふうな思ふんです。まずこの点についてお聞きをしたいと思ふんです。

○政府委員(武田廉君) 新体制のもとの通産省の体制を御説明させていただきます。

通産省におきましては、従来から安全規制体制の強化に努めておりました。これは従来から詳細設計以降、運転に至るまでの安全規制を担当してゐたという経緯からでございますけれども、昨年七月には原子力発電安全課というのを新設いたしました。そしてまた増員も図つてきたところでございします。

さて、今回の法改正に伴ひまして、安全規制行政体制の一貫化ということで、実用発電研に關します安全審査は当省の責任で行う——第一次審査でございますが——ということになるわけでございします。それに伴ひまして、私どももいたしましは、現在ございします原子力発電安全課をいわば二つに分割いたしました。これは仮称でございますが、第一課、第二課ということで課をふや

し、また現在、安全審査の担当で統括安全審査官というような、いわば課長クラスの責任者でございすけれども、これが現在一人おられますが、今度の一貫化に伴いましてこれを三名増員して四名にする、そのほか安全審査官等につきましても増強を図りまして、合計十六名をふやしまして、現在四十八でございす、それを六十四と、これは原子力発電関係の担当の中央におきます総数でございす、というような要員の充実に図つてまいりたいと思つておるわけでございす。なお、いま十六名の増員ということをし上げて、それが、実は勘定の上ではそのうち十三名が、現在科学技術庁において実用炉の安全審査を担当されているメンバー、審査の関係でございす、それに相当するということとをございまして、いわば振りかえのようなことでございす。したが、いまして、今年度ということ考えます限りにおきましては、現在原子力委員会、科技庁でございす、それら安全審査の業務を、頭数という点だけに着目いたしますと、十分対処できる数でございす。ただ、将来に向かって申し上げますと、来年以降、原子力発電所の数もふえていくことかと思ひますし、また安全の確保という面につきましましては十分な努力をしなければいけないわけでございすから、これで組織なり頭数、定員の拡充が皆将来に向かって完了であるということではございせん、業務の実態の増大に應じまして今後とも一層の充実を図つていかなければいけないというの、当然でございす。

なお、安全審査、先ほどのように、課の数もふえ、総括審査官、責任者の数もふえ、また、安全審査の数もふえるという数合わせのみでは十分なことではないわけでございす。そういうメンバのいわば能力の向上が必要でございまして、これにつきましても、過去十数年来、私も詳細設計以降、それから安全審査の一次審査につきましても、原子力委員会、科技庁のなさつて審査の内容につきましてフォローしてきたところ、でございす、一方、発電所の現物につきま

してもいろいろ勉強し、また監督してきたところ、でございす。そういう経験も踏まえ、また、いろんな、能力向上、研修の機会等々を利用いたしまして、いままでも努力してきたところでございす、今後ともそういう人材の養成というのにつきましましては、一層また努力していかなければいけないと考へておるわけでございす。

そのほか、原子力の安全問題は非常に専門的な高度の問題もございす。したが、いまして、従来からも専門の先生方にいろいろお知恵を拝借する、というようなことでやってきました。今後は、その点につきましても、今後とも充実していきたいというふうに考へておられまして、以上総合いたしまして、この改正法が通り、実用発電炉につきましましての規制が一貫化された状態におきまして、現在科技庁、原子力委員会がなさつておられます、一次審査も含めて、それから従来私もがやつてまいりました建設以降運転に至ります規制につきましても、それも含めまして十分自信を持って対処していけるというふうに思つておる次第でございす。

○吉田正雄君 科技庁所管の方の原子力安全委員会では幾つも専門委員会というものが設けられておるわけですね。総計で百七十五名という一応予定を立てておいておられるようなので、一応この安全審査をやつて許可をやるというわけ、通産ではあれですか、専門委員会、これは第一次のこの安全審査をやつて許可をやるというわけ、通産では、少なくとも原子力安全委員会の抱えておると同等のそういう機能というものがなければいけないわけですから、それらの各専門委員会についてはどのようなことになっておるんですか。

○政府委員(武田康君) ただいま先生の御指摘の各種専門部会は、恐らく原子炉安全専門審査会とか、あるいは核燃料安全専門審査会、原子炉安全技術専門部会、放射線モニタリング中央評価専門部会等々をお指しになっておられるかと理解いたしすけれども、そのうちの大部分につきましては、いまは今の法改正の後では原子力安全委員会

が、きょう現在では原子力委員会がそのお仕事としてなさつておられるものが大部分でございまして、ただ、今回の法改正に伴いまして通産省の方で責任を持つて一次審査をやる原子炉の安全審査につきましては、これは、私も、私どもとしてそういうファンクションを持つていなければいけないわけでございまして、それに相当いたしますのは原子炉安全専門審査会、これは現在もございす、それが、し、法改正後の名前もそうでございす、それに相当する組織であろうかと思ひます。それにつきましましては、先ほどの御説明で非常に簡単に申し上げたので不十分でございまして、従来から、高度の専門知識をお持ちになる学識経験者の方々二十数名の先生方、私も、私も詳細設計以降運転に至りますまで、いろいろな問題点が起つてきて、その問題点を行政部門として判断いたしますときに、知恵が足りないという面につきましまして、いろいろな知恵を拝借している顧問の先生方がおられるわけでございす、そういう機能、これがちょうど安全専門審査会の先生方の能力に

い、ば相当するかとと思ひますが、そういう部分につきましましては、先ほども申し上げましたように、顧問会の充実強化を図つていく。そうして、一次審査につきましても十分カバーし得るような体制にしていきたいということで、現在その細目を詰めておられるところでございす、これが相当するわけでございまして、現在二十数名の方にお願ひいたしております。私どものいまの考え方としては、今度規制体制一貫化ができましたと四十数名にしたいということで考へておりますが、これが相当するわけでございまして、その人数という点でいいますと、ほぼ同等なものではないかと、こう考へておるわけでございす。

○吉田正雄君 人数が多いだけがいいということ、私は言つておるわけじゃないんですけれども、しかし、少なくとも、第一次審査を行つて許可をやるという通産としては、現在二十数名の専門員の方を委嘱してある、これを倍程度にふや

すということなんです、いまそのお手元にもあるような、安全委員会の方のこれだけの専門審査会があるわけですが、これにそれぞれ匹敵するような専門委員会なり、審査会というものを想定をされておるんですか。いまの説明ではちよつと内容がはつきりしない。私はこれにそれぞれ相当するものが通産としても構想せられるべきではないかというふうに思ふんですけれども、その点はどうなつておるんですか。

○政府委員(武田康君) 私の理解しておりますところは、先ほどの各種専門部会の中に、たとえば放射線モニタリングの中央評価専門部会だとかと思ひますが、そういうもの、いわば放射線モニタリングの評価というものは、これは実はちよつと担当が違ひますので、あるいは私誤解があるかもしれないけれども、いわば横断的に適切な基準を決めて評価し実施すべきものがモニタリングかと存じますけれども、そういう業務は、今回の法改正に伴いまして通産省に移管されるというものとちよつと違つておられまして、従前どおり原子力委員会、今度でいへば安全委員会がございす、そういうところがそのお仕事としてなさるものではないかと理解しておるわけでございす。そういう区分をいたしまして、今回の安全規制行政の一貫化に伴いまして、原子力委員会、科技庁から当省が責任を持つて引き継ぐべき事項に該当するような部門につきましては、私どもとしては、先ほども申し上げましたように、同等のいわば先生方をお願いするというようなことに現在段階で考へておりますし、また、なつておる、こう思ふわけでございす。

一方、ただ、原子力委員会、あるいは今回でます安全委員会の各種部会がいろいろ御検討になつて定められる基準、あるいはその考え方というようなものは、規制体制の一貫化が行われましても、現在でも同様でございすけれども、私も、私も十分尊重してその趣旨に従つて個別の規制行政等々をやつていくわけでございまして、そういうところで検討なさりました成果、これは

私どもとしてもそのまま利用させていただく。これは実用発電機について通産省が責任を持ってアプライしなければいけない部分についてでございますが、これは当然でございます。もちろん成果は活用させていただくわけでございますが、私どもがみずからの責任でみずからやらなければいけないという部分につきましては、現在のところ私どもとしては、いま考えております体制で自信を持ってお引き受けできるんじゃないかと、こう思っております。

○吉田正雄君 いまの説明ではちょっとやはり不十分じゃないかと思うんです。通産省がやる場合に、何も原子炉だけであるとか、燃料だけであるとかだけではなくて、やはり放射性廃棄物の処理が最終的にどうなされるのか、初めから終わりまで一貫したものを通じての審査でなければいけないと思うんです。そういう点から見ると、いまの説明では不十分で、それからお互いに得られた技術というものを相互に交流をしていくという点については、当然なされるべきではないかと思うんです。そのことと、安全委員会が独自の立場からさらにダブルチェックをやっていくということになるならば、やはり通産省は通産として、第一次的に全部のそういうものをやり得る体制というものが私にはないんじゃないかというふうに思っています。科技庁のものを借りてきて何かやるといふふうなお仕着せの部分があったのでは、本当の意味での自主的なという点、あるいは安全委員会自身のその中立性なり独立性というものが失われていくんじゃないかという点で、どうもいまの説明聞いておいても、まだはつきり構想が何か固まっていない感じがするので、すけれども、まだ法案が通らないんだから、法案が通った後でじっくり考えていくという考えなのかもしれない、何かこういふふうなものがあるのですか。

たとえばどこには何人くらい——これは科技庁にもお聞きしたいと思うのですが、原子炉安全専門審査会と核燃料安全専門審査会については人数書

いてありますが、あとのところには人数書いてありませんね。総計が百七十五名。これは後で説明をお聞きすればわかると思いますが、また主幹課がどこになるかもあわせてお聞かせ願いたいと思うのですけれども、そういう点でもうちょっと——私の質問もどうも悪いようでして、なかなかの込み込めていただけないと思うのですが、のみの悪い私に、もうちょっとわかるような説明をやっていたらいいと思うのです。

○政府委員（牧村信之君） 若干私の方から補足させていただきますが、原子力安全委員会が充足いたしますと、ただいま先生御指摘になられた、あるいは通産省の方から出ておりました環境モニタリングのあり方、あるいは廃棄物の処理の方針であるとか、こういうものは安全委員会が安全を確保する政策として方針を決定いたしました。その決定するまでは、先ほど御質問の中にございました、安全委員会の専門委員等を使って技術的な検討を踏まえた上で決定をするわけでございますが、それを各省庁が行う施策の方針として示すわけでございます。その方針につきましては、ただいま通産省が御答弁しましたように、環境モニタリングのあり方について電力会社を指導する、また科技技術庁においては、科技技術庁の所掌する研究開発段階にある炉等のものにアプライしていく、そういうような行政の流れになっていくかと思っております。

したがって、安全審査上のいわゆる行政庁の行う安全審査につきましては、通産省あるいは運輸省、また私どももそうでございますけれども、行政ベースとして安全審査をましますわけでございます。そこで必要な技術的な知恵を、私どもの場合は専門委員等を活用できるわけでございます。通産省の場合は顧問会というのを設けて、そこにお知恵を拝借しておるというのが実情でございます。また安全委員会の方は、その審査が済みましたものをダブルチェックするというところで、安全専門審査会、これは法定にさせておいてありますが、そこでダブルチェックをす

るという形になるわけでございます。したがって、通産省等がダブルして安全専門審査会以外の専門部会を持つことは、当面私どもは必要ないというふうに考えておるわけでございます。

安全委員会のそういうような専門部会の事柄を、全庁を統一して安全委員会がそういう仕事をやるのが、安全委員会の権威を高め、また今回規制の一貫化ということで三省庁に権限を分けたわけでございますが、その安全の規制の確保を図る、齊一化をするというところにおいて、安全委員会の重要な役割が、こういう下部組織を持つことによって、また安全委員会の活動が十分行えるということで、齊一化を図っていくというふうな趣旨で私どもは体制を考えておることをちょっと補足させていただきます。

○吉田正雄君 いまの説明を聞きますと、私は非常におかしいことになるんじゃないかと思うのです。実用炉の場合には、通産省なり運輸省なりに、一次的な安全審査の問題からそういうものを全部行わせるということなんです。

〔委員長退席、理事望月邦夫君着席〕それはそれぞれ個別に行われるということなんです。何も原子力安全委員会が通産省にかわって、肩がわりをして審査をやるということじゃないわけですから。したがって、通産省は通産なりにそれなりのスタッフを持って、それなりの審査というものをやっていくことになるのです。

が、いまのまた牧村局長の話を聞いてみると、何か通産は原子力安全委員会の持つ専門審査会のようなものをダブルして持つ必要はない——ということになってくると、一体どこでそれがそういう審査を行うのですか、通産としては、これは説明の聞き方が悪いのですか、どういふことなんです。

○政府委員（牧村信之君） 説明があるいは悪かったのかもしませんが、通産省が安全審査をいたしますときに、顧問会というのを持っておるわけでございます。そこで学識経験者の方の技術的な知恵を拝借しておられるわけでございます。こう

いうものを持つことは必要であらうと思っております。しかし、私が申し上げましたのは、その他の環境モニタリングの専門部会であるとか、廃棄物の対策を考える専門部会というふうなものは、安全委員会の業務としていろいろ検討して方針を出して、それを行政庁に示されたときに、その方針に従って行政庁が行う、そういうような仕事も安全委員会はいたします。したがって、原子炉の安全審査につきましては、安全委員会の審査会とは別に、各省庁がそういう組織を持つということは必要であらうと思っております。その他の横断的に見なくちゃいけないものがあることをちょっとつけ加えて申し上げたわけでございます。

○吉田正雄君 安全委員会が安全に関する基本的な政策や、方針や、基準等を統一するということとはだれも否定してはいない、そうじゃないかというわけで、しかし、その安全審査委員会がつくった基準に基づく具体的な審査は、それぞれいふ言ったように通産、運輸と分かれてやるわけでしょう。分かれてやるわけですから、それぞれの省庁において責任を持ってそのことを行い得る機構なりスタッフが必要ではないですか。したがって、ダブルチェックという言葉はいいけれども、機構的に見た場合には、あるいはむしろあるかもしらぬけれども、ダブルの同じくやれる体制というものが通産省なり運輸省なりになければいけないんじゃないかということを私は言っているのです。

そういう点で通産と運輸にお願いをしたいのですけれども、科技庁の方からは大体こういう組織図というものをもらっているわけですよ。だから、先ほどの説明では、顧問会であって、二十人が今度は四十人ぐらいにふえるとか、何かどうもまだはつきりしないのでして、どこまでのことをやるのか、もうちょっとわかりのいいように、次回までに、こういう図式化をしたものでひとつ説明をしていただきたいと思います。どうもいま幾らやりとりをやっても何か抽象的ではつきりしない面があるんでね。私の質問がどうもおかし

いのでしょか。後でそのわかりやすいような図をつくりたいと思います。

○政府委員(武田康君) 後でそのわかりやすいな図をつくりたいと思います。

先生御指摘の新しい安全委員会にできる六つの専門部会、八つでございしたか、そのうちの私どもにダブルチェックに直接関係されるのは原子炉安全審査会であろうかと思ひます。そのダブルチェックに直接関係される原子炉安全審査会に相当する組織は、私どもでは顧問会と、こういうわけでございます。

なお、ほかにもいろいろな部会、専門部会等々で――先ほど先生御指摘がございましたその基本的な指針なり、フィロソフィーなり、そういうものを安全委員会が決めになるわけでございます。その基本的な指針なり、フィロソフィーなり、それは私どもにも与えられて、そのもつとで私どもは実用原子炉、実用発電原子炉にかかわります。第一次安全審査を当通産省の責任で行います。その責任で行う過程で顧問会の先生方の意見を聞く、知恵を借りるということでございます。そして、その結果は安全委員会に提出されまして、そして安全委員会の方では、安全委員会並びに安全専門審査会でダブルチェックをなさるということの対応ができていくわけでございます。

○吉田正雄君 一つだけ幾ら聞いてもあれですが、具体的に聞きますと、たとえば原子炉安全技術専門部会というのが従来も原子力委員会の中にあったわけですね。今度の安全委員会の中でもそのまま設置をされていくわけですが、これと同じような専門審査会、専門部会というものを通産では持たないわけでしょう。

○政府委員(武田康君) 私ども同じ名前の専門部会を持っております。ただ、私どもが行政上の処理をいたします場合に、いろんなかつで技術基準を、これはまあ法律のもつとで省令でございしますが、技術基準を持っております。それから、原子炉に關して申し上げますと、原子力委

員会、きょう現在では原子力委員会が決めになったものもろの指針、それをもつと具体的にプレークダウンしなければいけません、そういうものをベースにして、そして審査をいたすわけでございます。したがって、私どもはその部会を持っておりますけれども、審査のベースになります指針なり、これは基本的なのは安全委員会でお決めになります。それをもう少しプレークダウンしたものを私どもなりに持ち、それを具体的に言えば、物によりましては省令で決める技術基準というふうなものになったりするかと思ひますが、そういうものをつくることは必要でございます。しかし、先生の御指摘のような専門部会という名前のもつと持っていくということではございません。

○吉田正雄君 運輸省からも見えておりますでしょうか。――運輸省ではどのような考え方に立っておりますか。

○説明員(赤岩昭彦君) 運輸省におきましては、原子力船の安全確保、これは非常に大事なことでございまして、御審議願っております。この法案が成立いたしますと、実用原子力船につきまして、原子炉等規制法に基づきます安全審査を運輸省の方で一貫してやるということになるわけでございます。これに対応して、運輸省にいたしましては万全の体制をしいていかなければならないと考えておるわけでございます。

現在、「むつ」が建造途中で放射線漏れの事故を起こしているわけでございますが、この「むつ」につきまして、原子力安全委員会にお諮りした上でのことになりまして、これは研究開発段階の原子炉を積んだ船であるということになりますので、原子炉等規制法での規制は科学技術庁の方で一貫して行われるということになろうかと思ひます。したがって、「むつ」の後に出てまいります実用原子力船というものが運輸省で一

貫して担当するということになろうかと思ひます。が、そういう原子力船が出てまいりますには若干のから――いま直ちにということでもございせんので、本日、現段階で、このための組織ができていくというわけでございます。原子力船の具体化してまいります段階で、この安全規制審査等の新しい任務に十分対応できるように体制を整え、人員の整備を図っていくというふうにしたいというふうに考えておるわけでございます。

それで、体制を整備するに当たりましては、何といひましても、それに従事いたします職員といひますか、要員の確保が非常に大事だと思ひます。わけでございますから、この関係の人材の養成につきましては、運輸省にいたしまして、従来から原子力研究所とかあるいは海外への留学というふうなことで、設計専門の研修を行なうとか、あるいは科学技術庁の原子力部局との間の人事交流をやつて具体的な原子力行政の実務の経験を積ませるといふような対策を講じてきておるわけでございます。これにつきましても、今後とも一層この充実を図つて人材の養成を図つていきたいというふうに考えているわけでございます。

○吉田正雄君 いままでの通産とそれから運輸省の答弁を聞いておつても、十分な安全審査が行い得る体制というものをどうもつくれないんじゃないかという不安をぬぐい切れないうわけですね。本当に第一次的に通産なり運輸がやるんだということになるならば、安全委員会が持つておると同等の機能というものを持たなければ十分だとは言いがたいと思ふんですね。基準をつくる等ということについては、それはこの安全委員会の方で統一的につくるということはいいですが、しかし、とにかく許可権を持つわけですから、安全審査を第一次的にやるわけですね。そういう点ではそれなりのスタッフというものをやっぱ抱えて、それなりの機能というものを持たなければいけないと思ふんですね。だけれども、どうも先ほど来

の説明を聞いている限りでは、多くの部分を安全委員会におんぶをしていくという部分が私には見られると思ふんですね。そういう点でいささか不安が残るわけですね。

そこで、私は長官にお聞きをしたいと思ふんですけれども、いま言ったような通産や運輸省の体制のもとで、許可というものとそれから規制と安全というものの両方を兼ねてやるという点については、やはり問題が残るんじゃないかと思ふんですね。そうして、さらにダブルチェックという言い方だけれども、大部分のこの安全審査については安全委員会の方にゆだねる、科技庁の方にゆだねるというふうな傾向になっていくようにうかがえるわけですね。いままでの話を伺つておりますと。そういう点で、やはり一元化と言ひながら、通産や運輸に安全審査を委任するということは、むしろ、一元的でなくて、二元的になっていくという危険性があるんじゃないか。また、原発推進の立場に立っている通産や運輸省そのものが規制の面でもやはりあわせ備え持つということ、このことがいままで批判をされてきたわけでしょう。批判をされてきたから、安全行政についてははつきりしたものにしようという趣旨であつたにもかかわらず、現実に出された改正案では、そのところがまた、かえつて、もつともくあつたというよりも、批判とは逆の方向に行く危険性というものがあるんじゃないかというふうに思ふんですね。この点については、長官としてはどのようにお考えになりますか。私は妥当ではないと思ふんですけれどもね、その点……

○国務大臣(熊谷三郎君) いろいろ、先ほどから、お尋ねやら答弁を承つていたわけでございます。私どももいたしましては、当面、一元化ということで、それぞれの通産省なり運輸省なり、ないしは科学技術庁なりにおいて、一応この安全審査を行うということに考えているわけでございます。これについては、私どもとしては一応通産省や運輸省を御信頼いたしまして、必要な万全の体

制をとっていただくように考えているわけであり
ます。

いま具体的にどれだけのスタッフが必要である
かないか、これらについては私も明言はいたしか
ねますけれども、もしこれでは不足であるという
ことが私どもの判断で明らかになれば、これは、
御承知のように、われわれ原子力行政を担当する
責任的な役所といたしまして、そういうことのな
いように必要な充足はしてもらって、一応完全な
安全審査ができるように努めてまいりたいというこ
とも考えておりますので、

（理事望月邦夫君退席、委員長着席）

そういうことで支障なく一次的安全審査をやっ
ていただく、こういうふうに考えているわけでご
ざいます。

それからいま一点は、開発専門というか、どち
らかと言うと開発を推進する立場にある通産省等
の官庁、行政機関が安全審査をするのは適当でな
いというような批判、あるいはそういう批判の余
地が生まれてくるということでございます。これ
は従来いろいろなことも問題に取り上げられたよ
うでございますが、しかし現在の段階におきまし
て、いやしくもこの原子力発電所の問題を取り上
げます以上は、これは何といたしても安全の確保と
いうことがもう基本的な前提でありますこと
は、これはもう、適当な言葉ではありませんが、
天下等しく認めているところであり、認められ
ばならぬ点でございますから、開発ということ
を担当する行政官庁でありまして、その安全審査
につきましては、このような基本的な認識をやは
り第一に持ってこれに当たっていただくものと、
こういうふうには私は理解いたしますので、その点
も私は、御心配がないとは言いませんけれども、
そういう御懸念のないように——ないと思いま
すが、御懸念のさらけにないようには、われわれは
原子力行政の立場から厳にそれを担保できるよう
に努めてまいらねばならぬ、そういうふうに一応
考えて差し支えないと考えるわけでございます。
○吉田正雄君 改正案が実際に成立をして、具体

的に動き出した状況を踏まえて、この問題につ
てはさらにまた論じていきたいというふうに思
いますが、私の心配についても十分御理解はいた
けるとおっしゃいますので、そういう点ではま
さに行政の答申なり、そういう立法の精神とい
うものを本心に生かす機構というものにぜひや
っていただきたいと思ふんですね。

それに関連して、次にまたお聞きをしたいと思
うんですが、軽水炉については確かに商業
用段階には入っておりますし、実用段階には入
っておりますけれども、しかしいまだ完成されな
いのではないということ、いまだ多くの故障な
りが起きてきたという実情からも明らかとな
ります。技術的にも多くの問題点が指摘されて
いるわけですが、したがって、研究開発分野とい
うものがいまだ多く残されているわけですね。つ
い最近のGEと東芝、日立の共同研究開発という
ようなことも、現在の軽水炉というものがまだ必
ずしも安全性が十分でないところからきてお
ると思ふんですね。そういう点からいまして
て、単に行政面のみで一元化をしたとか、一本
化したというふうな今回の機構改正だけでは、私
は十分この課題というものをフォローし切れない
と思ふわけですね。そして、そのことは多くの識
者からも指摘をされておられると思ふんですね。

特に私は科技庁の皆さんにこの点についてはお
願いをしておきたいと思ふんですね。原研
なりあるいは動燃事業団なりというところで働
いておられる現場科学者の意見というものが十分
に反映し上げられてきたのかどうか、必ずし
もそうじゃなかったんじゃないか。私が聞いて
いるところでも、原研——動燃の方はよくわか
りませんが、原研等でも労働組合もできておるよ
うです。科技庁当局にもいろいろ意味でいままで
要求書等も行ったんじゃないかと思ふんですね。私
はいままで残念ながらノータッチでござい
ます。その辺の詳しいことはわからないので、そ
の辺の詳しいことはわからないので、現場の人た
ちの意見というものが果たして十分反映をされ

かどうか、そういう点疑問に思ふわけですね。
一例としては、良心的な発言をした人である
か、あるいは原子力の事故例等報告をしたとい
うふうなゆえをもつて、まあ不当な取り扱いとい
いますか不遇な処分を受ける、あるいは行政処分
では当たらないけれども厳重注意を受けること
か、こういうふうなことが行われて、現場の人
たちの伸び伸びとした意見というものが抑えら
れたということがあるように思ふわけですね。そ
のことは、私はやはり自由な交流であるとか学
問の進歩発達とか、あるいは安全行政体制の確立
にとって決してプラスにはなっていないと思ふ
んですね。

そういう点で、それらの指摘について、一体ど
のように受けとめておいていただくのか。いやそ
んなことはなかった、十分現場に働いておる人た
ちの、現場科学者の意見も十分尊重してきたとい
うことなのかどうか、いやまだ不十分であったとい
うことなのかどうか、その辺のようによろしく
おいていただくのか、まずその点お聞き願いた
いと思ふんですね。

○政府委員（山野正登君） 原研当局、動燃当局と
私どもとは、定期的に連絡会を持しまして、い
ろいろ情報交換等をしていただいております。ま
して、原研並びに動燃の組織内における外種の意見
といったふうなものは、そういう連絡会の場を通
じて私どもの耳にも入り、また私どもの意見もそ
の連絡会を通じて両組織に入っております。ま
た、いかにいかに考えておるわけでございますが、御
指摘のようない、良心的な発言をしたために不当な
扱いを受けたといったふうな事例というのは、私
どもも直接思い当たるものはないわけでございます
が、この両機関における職員というのは、服務規
程に従って律せられておるわけでございます。ま
た、この原研の理事者側がそういったふうな規程に
かかわらず不当に研究者等を扱ったといったふうな
ことはないのでないかというように考えており
ます。

○吉田正雄君 私の聞いておるところでは、そ
ういう例があるということで、原研首脳部はその点
をやはり反省をすべきじゃないかというふうなこ
とを現場の人たちは言っているわけですね。それ
が科技庁にまで上がってきていないというこ
とになると、そこにもうすでにパイプが詰まってい
るような私は感じがするんですね。この点に
ついては私も具体的にどこでいまだどうという
資料も持っておりませんから、これ以上その点に
ついては触れませんが、しかし、そういう声があ
ることはこれは事実ですので、そういう意見とい
うものを今後十分ひとつ行政の中に生かしてい
きたいということを、これはぜひお願いをしたい
と思ふんですね。

それに関連をいたしまして、私は特にこの安全
という問題にしまして、科技庁としていつた
らいいでしょうか、原子力委員会としていつた
らいいのでしょうか、いろいろなことが指摘をさ
れてきております。行政懇談会でも、四つの点
を挙げて、安全体制は必ずしも十分でなかったとい
うことを言っているわけですね。そういうことで、
政府として今日までのこの安全体制がどうであ
ったのか、どういふ問題点があったのかという、
総合的な調査研究というものをやられて、そう
いうものが取りまとめられておりますでしょうか、
どうでしょうか。

○政府委員（牧村信之君） 主として行政で出
した意見等についてどういふ処置をとったかとい
うことにお答えしたいと思ふんですが、確かに
「むつ」問題等々の問題からいろいろ反省を求
められておるわけでございます。

その一番大きな問題として、原子力の安全行政
上における行政官庁の責任体制が不十分である
ということがまず一番大きく挙げられたかと思
います。

それから、わが国の原子力の開発利用を進める
元締めである原子力委員会が、やもすると開発
に偏り過ぎておるのではないかと、そういうよう
な観点から、安全性がなおざりになっておるかも
しれぬというふうなことで国民の御理解を得る

上での問題点が指摘された。この二つの点が一歩大きいと思っておりますが、このことにつきましては、まさにいま御審議をいただいております安全委員会の設置、あるいは行政への一元化ということでの法案に於いて出しておるわけでございます。

そのほか細かい点につきまして、安全上の問題で申し上げますと、「むつ」問題で端的にあらわれました点に關しまして、従来原子力委員会が設置の許可の安全審査をしておるわけでございますが、これが基本設計の段階だけしかやっていないという点が非常に大きな問題点であつたかと思ひます。この点につきましては、すでに行政側の指摘を受けまして、現在の原子力委員会におきましても、基本設計の審査をして、設置許可をした段階以降の重要問題につきまして、すなわち発電炉でございますと、通産省が行政をそれ以降やっておるわけでございますが、その重要なものにつきましては、すでに原子力委員会におきまして、重要事項を指摘したものに於いては通産省から報告を受け、またその審議をする、あるいは、かねて軽水炉に多発いたしましたトラブル、故障等につきましても、逐次報告を受けて安全審査会において検討をするというふうな経過的な措置もとおる次第でございますが、今後におきましては、安全委員会設置後は、そういうふうな点につきましては、すでに衆議院の方で御審議いただきましたときに附帯決議等をいただいて、設置許可以降の重要事項についても十分安全委員会として審査すべきであるという御指摘もいただいておりますことを踏まえて今後万全を期してまいりたい。そのほか事故、故障の発表、あるいはそのような事態が起きたときの地方公共団体との連携、そういうような問題につきましても、かねてより安全局長名、あるいは原子力委員会の指示を受けて、所要の措置を設置者等にして安全の規制の強化を図る、あるいは地域住民の理解を得るための必要な措置をより十分していくというふうなことの行政指導を強めておるつもりでございます。

そのようなことを踏まえて、今後十分安全規制の体制を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○吉田正雄君 その説明は説明でいいんですけれども、もう一つ私が聞きましてのは、政府として今日までの原子力の安全性のいろいろな問題等について取りまとめをされましたかということについて聞いています。私は前の、ずっと前になります。が、例のエネルギー収支について、そういう資料があるかどうかというふうなことをお聞きをしまして、政府ではそれは取りまとめなくて、政策科学研究所でその取りまとめが行われておつたということ、その資料についても二種類——二種類じゃないんですけれど、中身は同じなんです。要約した結果だけと、それにバックデータがある程度つけたものと、こういうふうなものができておつたわけですね。これは科技庁の委託によつて行われたものかどうか、多分そうだろうと思ひます。ですから、そういう民間の研究所なりでいろいろものが行われておる。ところが政府がそういう調査について必ずしも行つてないということでは、私は一國の原子力行政をあずかる当局としては、ちよつとまずいんじゃないかという感じがしたわけですし、また、その資料についても私たちが欲しいと言っても、秘密でもないと思うのですけれども、なかなか資料というものがわれわれのところへ回つてこない。まさに公開の原則に反しておるし、民主的な運営に反しているんじゃないか。しかもそこに国の研究助成費というものが流れておるならば当然に公開をすべきなんです。が、公開もよくされてないということなんです。ね。もちろん私はいたしません。最終的にはいいいただきましたけれども、そういうことがあるわけなんです。したがって、いまお聞きしているのは、そういう安全性についての総合的な調査、研究というものを科技庁として行われて、そういうものが取りまとめられておりますかということについて聞いています。取りまとめたか、取りまとめないか、その点だけまずお聞かせください。

○政府委員（牧村信之君） 先生の御指摘の趣旨が必ずしも私もつかみ切れないでおるわけでございますが、私がお答えいたしましたのは、いろいろ安全面についての御批判等を承ることにつきまして、政府の責任として改正しなくちゃいけないような問題点につきましては、できるだけ直ちにそういうような貴重な意見等、あるいは指摘等については改善するような努力をしておるということとを申し上げた次第でございます。個々のものを必ずしも全部取りまとめるといふような調査活動をしておるわけではございません。ただ、科学技術庁といたしましては、むしろ科学技術庁よりも原子力委員会としては、毎年原子力年報というものを刊行しております。そこにおきまして、過去一年間原子力委員会が行いましたことにつきまして、安全上の問題も含めまして取りまとめ公表するというようなことで、先生のおっしゃる一部のことについては、外部にそれを発表するということと取りまとめられていふかと思ひますが、すべてのことを調査したということとはございません。

○吉田正雄君 そうすると、民間の研究所なり団体なりでそういう調査研究が行われて、一応まとめられていふかということについては御存じですか。

○政府委員（牧村信之君） 安全研究の問題につきましては、原子力委員会の中に安全研究を推進する機関を下部組織としてつくつておりまして、産業界、原研、動燃等の各界、あるいは国立の研究機関の専門の方々に集まつていただいております。そして、それらの研究等は十分評価していただいております。それを踏まえて次年度以降どういふような研究を進めるかというふうなことの審議が行われておりますので、そういう場で集約されて、次の新しい計画、あるいは計画を進めるに当たつての反省をしておるというふうには私も考えております。

○吉田正雄君 これは後ほどまた出てくると思ひますから、この問題はこの程度にしておきたいと思ひます。

思うのですが、これは科技庁だけでなく、通産に対しても私は言いたいと思ひます。けれども、秘密のないうところに於いては、そのものを秘密にしていふか、そういう行政の性格というものがあつたのです。本心に秘密を持っている行政をし、文書等についても別段どういふことはないのですけれども、秘密が余りないところに限つてあらゆる文書というものを秘密にするという、そういう悪い習慣があるようなんです。そういう点で私は、特に原子力行政の場合については、少なくともまだ研究段階であるというふうなものはとにかくとして、すでに取りまとめられた文書等については、当然資料請求があればこれは公開をしていくべきだと思ひます。その点についてはどうですか。

○政府委員（武田康君） 私ども原子力行政の一部を扱つておるわけでございますけれども、一例を申し上げますと、たとえば原子力発電所の事故、故障、トラブル等で新しい事象等起こりますと、これは事象を見、それからデータを調べ分析し評価しまして、物によりましては原子力委員会まで御報告するようなこともございますが、あるいは私どもだけでもまとめてしまう場合もございますけれども、いずれにしても評価し、結果をまとめまして、またまたものについては公表する。公表の手段はいろいろございまして、たとえば新聞に流すというふうな公表の仕方もございまして、あるいは何かメモのかつこうでまとめておたにでもというふうなこともございまして、いろいろなやり方ございまして、そういうふうなことをこの二、三年來、より一層確実にとりまつか、広く広げてきたのが実績でございます。これは一つの例でございますけれども、たとえば何かよそのネゴシエーションをしていふという過程で取引上——取引と言つておかしいんですが、駆け引き上の問題等があるような場合に、これはともちよつと公表というわけにはまいりませんけれども、ある結果がまとまりましたような段階

で、まとめてできるだけ広く国民の方々にわかつていただくというような意味でオープンにしていこうというように従前からやってきておりまして、今後につきましてもそういうやり方をしていきたい、こう考えておるところでございます。

○国務大臣(熊谷三郎君) いま大田通産省からお答えしたところでございますが、ことさらに秘密にしているというようなことはないかと思ひますが、しかし、一部にそういうふうな印象を受けるような点があるとなれば大変遺憾であると考えられるわけでありまして、どうもいろいろな点の事例でございますが、なかなか徹底しかねる点もあるかと思ひますが、秘密は一部のきわめて限定された企業関係であれば、これはあるいは理由を示しましてその由も申し添えますが、大体なるべくひとつそういうものは明らかにして、そして秘密にしているんだという印象、そういうことは積極的にそういう印象をお与えしないよう今後とも道を進むべきではないか、このように考えておりまして、私どもに關します限りはそういう御印象を与えるようなことはしないようにさせていただきます。このように考えております。

○吉田正雄君 それでは次に大きな二番目として、原子力安全委員会の所掌事務について伺いたいと思ひます。

まず第一点として、原子力利用に関する政策のうちの安全の確保のための規制に関する政策に關することですね、これはどのような内容、範圍になつておるのか、日本の場合には、アメリカの原子力委員会やあるいは規制委員会等に比較をして、非常にまだいろいろな指針なり基準というものが整備をされておらないというのを聞いておるわけですね。したがって、現在ある指針であるとか基準であるとか、そういうものが一体どういう種類のものがあるのか、これを明らかにしていただきたいと思ふんですね。たとへて言うならば、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」というふうなものが原子力委員会から出されているわけですね。さらにこれらに類似をしたい

ろんな基準なり指針というものがあつて思ふんですね。そういうものが一体どれだけのものかということ、その資料というものを実はいただきたいと思つておるんです。そのことは安全行政なりあるいはいろいろな技術の向上、そういう点にとつて、もちろんこんなものは秘密でも何でもないので、それから、そういうことでこの資料というものを提供していただきたいと思ふんですが、まずその点についてお聞かせを願ひたいと思ふわけですね。

○政府委員(牧村信之君) 安全審査の基準あるいは指針というもののについての整備の状況でございますが、これは原子力委員会が発足後常にこの整備について努力をしておるわけでございまして、したがって、アメリカと比べて云々と、まだ十分ではないかという御指摘ではございませうけれども、その点につきましては軽水炉が輸入の導入炉であつたという点もあつたと思ひますけれども、今後はたとへば安全性の研究というものをいまだ盛んに強化しております。それらの成果を入れてきてその基準の強化を図つていきたいと考えておりますし、新しくできる安全委員会の非常任に大きな役割りだと考えておる次第でございます。

そこで、いままでのすでに原子力委員会が決定した指針につきましては、七つの基準あるいは指針が原子力委員会決定で行われておりまして、それらのものにつきましては原子炉等の安全審査におきまして十分活用されておるところでございます。また、この中身につきましては、すでに委員会の決定のときに公表しておりますと同時に、外部の方の便のために本になつて刊行もされておる次第でございます。したがって、先生の御要請あればいつでもお手元にお届けできるものでございまして。

そのほか、原子力委員会の下にございます安全専門審査会では、まだ指針になつていない段階でございまして、一つの審査の内規と申しますか、まだ内部的な基準、そういうようなものを幾つか持つておりまして、これは逐次いろいろなデ

ータが重ねられますとそういうものが指針になつてまいるものもございまして、審査ではそういう内部的な指針的なものも含めて安全審査を進めておるといふことを一言申し添えさせていただきます。

○吉田正雄君 この指針なり基準というものを一つ一つの手順とか手続とか、そういうものについてちよつとお聞かせ願ひたいんです。

○政府委員(牧村信之君) 現在の体制で御説明申し上げますが、現在原子力委員会の下部機構として原子炉安全技術専門部会というものを持つておるわけでございまして、ここで学識経験者の専門委員を集めて、ここで安全審査に必要な基準類の検討を行つておるわけでございまして。

○吉田正雄君 今度両委員会に分かれるわけですね。したがって、統一した安全に關する基準等については、これはまあ科学技術庁といひますか原子力安全委員会で行くられるということになるわけですね。けれども、これは通産、運輸と關連して、たとえば原子炉に關するこの安全審査以外の基準とかあるいは指針というものが當然出てくると思ふんです。そういうものと、この安全審査委員会の方々の指針なり基準というものが事前十分相談をされると思ふんですけれども、矛盾するようなものが出る心配がないのかどうか、すね、いやもともとそんな基準とか指針というのは通産や運輸はつくらないんだということなのかどうか、その辺も含めてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(武田康君) いまのお話の中で、安全審査以外の基準ないし指針というお話でございまして、ちよつと誤解があるかも知れませんが、私の理解するところから申上げますと、従来の原子力委員会あるいは改正後新たに新体制に移つて以降の原子力安全委員会では、基本的な指針なり基準なりはお決めるのである、このう推定しているわけでございまして。ところで、当通産省のケースで申し上げますと、今後担当いたしますのは、基本設計、安全審査から始まりま

して運輸までございまして、いわば基本的でない細かいことになる、私ども何らかの物差しを持たないとい判断できないようなケースが起ころうかと思ひます。すでにそういう部分につきましては、現在でも私ども技術基準と称するものを持つておりまして、たとえば原子力発電所のこのパートはこういうような構造でなければいけません、こんなような強度を持つていなければいけません、というようなことがその中で考えられているわけでございまして。そういったような意味では、今後とも原子力安全委員会がいろいろ検討なさる基本的な指針なり基本的な基準なりというものをある意味では非常にブレイクダウンしたようなもの、これは私ども自身がつくつていかなければいけないケースが起ころうかと思ひます。そういった場合に、それが基本設計の審査にそのまゝアプライされるかどうかは、これはちよつと物によつて違ふかと思ひますけれども、仮に基本設計から運輸まで一貫して相互にフィードバックするものでございまして、相互に影響すると仮定いたしましたお答え申し上げますと、ある意味で、先生御指摘のように、安全委員会が考えている以外のもの、形式的には以外のもの、それで私どもは安全委員会の基本方針の範圍内と理解するもの、こういうような物差しを私どもが起つておるわけでございまして。その場合に、それじゃ困るかどうかという点でございまして、私どもの意図は、基本的に違ふものができるということでございます。ただ私どもは安全委員会のように大所高所から御判断になるのと違ひまして、個別の現物を扱わなければいけないので、現物を扱う意味でそういうものを持たなければいけない。考え方としては安全委員会の基本的なその考え方の範圍内でございまして、基本設計段階でもし食い違ひが起るといひますと、これは私どもは行政部門として第一審査をいたしまして、許可をしようとするときには安全委員会の御意見を伺うわけでございまして、その段階で、おまえたちの考へている

ことは安全委員会が考えている基本的な考え方と食い違いがあるという御指摘をいただくことにならうと思ひます。御指摘をいただければ、その御指摘に従ひまして私どもの考え方を直すというようないことが起こると思ひます。ただ、私どももそういうことが起こることを目標にやっているとではございませんで、今後私どもがやるべきことは、仮に安全委員会が基本的な考え方はこうであり、基本的な方針はこうであるという御判断をお示しになれば、その趣旨に沿った、もし必要であればその趣旨に沿った細目を自分たちで用意するということで、食い違いの起こらないか、このものが——事柄が安全の問題でございまして、食い違いの起こらないか、このものを私どもがつけることになると思ひます。

ただ現実問題として、もし私どもの理解が十分なところがあれば、先生御指摘のように、食い違った面が起こる可能性がゼロではございませぬ。それはダブルチェックの過程で、実用発電炉のみでなく、全体をござらんになる原子力安全委員会から、当然私どもにも間違いという御指摘があり、あるいは直せというお話があり、それに私どもは従う、こういうふうでございまして、やや仮定の話で申し上げたので、非常にわかりにくい答弁だったかと思ひますが、私どもはそういうことが起こることを期待しているわけじゃございませんで、起こらないことを期待してはおりまして、しかし私どもにも食い違いがあれば、そういうことが起こり得るということを申し上げただけでございまして。

○吉田正雄君 時間の関係もありますので、いま七つの指針、基準があるというふうにおっしゃったんですが、その七つというのはあれですか、第二号で言う「核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制」ですね。こういうものや、あるいは「障害防止の基本的な考え方」と、さらには「放射性降下物による障害の防止に関する対策」、これらのものひっくるめて七つということじゃないかと思うのでございまして。

○政府委員(牧村信之君) ただいま申し上げましたのは、原子炉の安全審査基準でございまして、別にいろいろなもの、別の基準なり、指針なりは当然ほかにあるわけでございまして。たとえばモニタリングの指針というふうなものも別にあるわけでございまして。

○吉田正雄君 そこで、特にこの障害防止の場合です、現場労働者の被曝の問題が盛んに言われておりますから、これらの問題についても、より厳格なものをこれからつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思ひますので、この二、三号に関するこれらの資料等についても後ほどいただきたいと思ひますが、特にこの「放射性降下物による障害の防止に関する対策」についてですけれども、これは私は単に一発電所としての観点のみから考えていくと、これは大きな誤りを犯すことになるのではないかと、これからどんな世界にやはいり原子力発電所というものがふえていくというふうな傾向を考えると、やはり全地球的な立場に立つての考え方でないといけないわけですから、さらにまた、現状だけではなくて、この放射能の半減期がどれだけであるかを考えますという、将来の、きわめて長い将来にわたっての蓄積するその放射線被害というものを考えていかないと、これは人類の生存という面から見ても非常に大きな問題を残していく。将来の人類という観点から考えるならば、やはり安易な基準というものは許されないと、そういうふうに私は思ひます。そういう点で、現在の基準というものが、まあ一昨日の参考人をお呼びの意見陳述の中にも若干その点について触れられておりましたけれども、現行基準で私は十分だとは思ひませんけれども、この点について検討され改善をしていくというお考えがあるのかどうか、まずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 主としてわが国の放射線の被曝の線量基準について御質問であつたかと思ひますが、当然、国際放射線防護委員会——I

C R P の勧告を踏まえてやっていくという姿勢は今後も——国際的にも認められた機関の勧告でございまして、その姿勢を崩す必要はないものと思ひます。ただ、I C R P の勧告の中に、先生御指摘のように、できるだけ国民の受ける被曝量は少ない方がいいんだということを言っておるわけでございまして、そういう線からは、すでに基準とは別に目安線量というふうなものを、たとえば原子力発電所の場合は周辺の一般住民の許容量は五百ミリレムではございしますが、たとえば軽水炉でございすると五ミリレムに抑えるとかいうような、いわゆるALAPの思想と申しますか、できるだけ少なくしていくという思想は当然と一つ、安全審査等に当たってその考え方を進めておるわけでございまして、そういうような観点からの目安線量あるいは指針というものを技術的な進展に応じて逐次改正し、できるだけ被曝量を減らしていくというふうな努力は今後も安全委員会の重要な仕事であらうかというふうに考えておる次第でございまして。

また、先ほどの御指摘の中に、全地球的にも考えるべきだということですが、直ちにそういうようなことを日本独自でやるのが可能かどうか、いろいろな問題があるかと思ひますが、すでに国連の科学委員会では、こういう国際的な場を踏まえまして、全地球的な原子力の平和利用に伴います問題をすでに審議している場もあるわけでございまして、積極的にわが国としてもこれらの機関に専門家を派遣するなどいたしましてその活動に参画する、また、その成果を十分注意して見ながら安全規制の方にフィードバックするというような姿勢は、これからは安全規制を担当する安全委員会におきまして、恐らく国際的な見地からもそういう点を重視して御活動をしていただければと確信しておる次第でございまして。

○吉田正雄君 一昨日、佐藤委員からもちょうと触れられたんですが、温排水についての基準ですね、まだできてないというふうな感じが答弁だったと思ひます。それはいつまでに一体つくられるのか。実は私、この温排水の影響について調査をしたある学者から詳しく話を聞いたんです。ちょうど私たちが原研へ視察旅行に昨年行ったときにも、いや、温排水が出たらええって魚がよけい寄ってきたんだという話もあつたんですが、確かに調査によれば、特定の魚が寄つてきて特定の魚がいなくなるということがその結果でも出てくるんですね。私が聞いた学者の調査結果でも出てくる。ただし、それは高級魚がいなくなっちゃって安い魚が寄つてきたような悪い例なんですね。さらに、どの程度の一体放射線が出てくるのか、影響があるのかという点について、実は漁民の代表からも、その結果を正直に発表しちゃったら、その魚というものが全部売れなくなってしまうというところで、その調査結果はむしろ発表できないんだというふうなことも言われておるわけなんです。そういう点で、この温排水の問題というのはこれから非常に重要な問題だと思ひます。それとわけ最近、これは何も原発だけじゃないんですが、海洋汚染というのが云々されておりますし、この間のテレビ放送にもありましたように、南極のペンギンが魚がいなくなっちゃって、いわゆる海洋汚染による——これは何も原発だけでなく、いろんな汚染なんですけれども、魚がいなくなつていまペンギンの絶滅が心配をされていくというふうな、非常に大きな海洋汚染の問題というのがいま出てきているわけですね。そういう点から、私はこの温排水基準についてはやはり早く急につくっていくべきだろうと思ひますし、それは一地域のみでなくて、やはり海洋全体汚染というものを考えてのやつばり基準設定でなければいけないんじゃないかというふうに思ひます。その点についてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 温排水の問題につきましては、先生御指摘の点、確かに重要なことであるかとわれわれ認識しておるわけでございまして、原子炉から排出いたします温排水による熱の影響につきましては、これはただいま先生もおつ

しゃられましたけれども、火力発電所であるとか、その他の工業プラントであるとか、そういうものと共通する問題でございまして、確かに原子力発電所からそういう点では温排水が出ておるわけですが、いまの法律のたてまえから申しまして、原子炉等規制法による安全審査につきましては、この温排水というものが対象になっていない。ただ、温排水にまじりますごく微量の放射線に対する影響を審査するたてまえになっておるわけでございます。この点につきましては、環境庁と申しますか、公害対策基本法の関連の法規でいろいろなされておる、その関連におきまして基準の問題が決まられるべくいろいろ研究が進められておるといふふうに承知しておるわけでございます。しかしながら、原子力発電所をつくる場合には原子力施設として当然その温排水の影響というものが問題になるわけでございます。いまの行政の進め方からいいますと、その点につきましては通産省の方で環境審査が行われておるわけでございます。それを公害基本法落みの法令で処理しておるのが実情でございます。したがって、現在、たてまえで原子力委員会におきましてはそれをなおざりにしておるということではございませんで、そういう別の体系の法規に基づきまして通産省の行いました熱の影響につきましても、その状況というものを十分聴取いたしまして、それが地元を受けられるものというようにこの確認を得た上で安全審査の結論を出すというたてまえにしておる次第でございます。この関係は、したがって原子力の安全委員会が発足いたしましても、その関係は変わらないわけではございませんが、われわれの規制法上の問題としては、温排水に含まれる微量の放射性廃棄物の影響、これはなおざりにできませんので、それにつきましても影響の調査あるいは必要な研究開発、これは今後とも強力に進めて万全を期したいというふうに考えておるわけでございます。

○吉田正雄君 この安全規制チェックについて、従来は設置許可の段階までしか安全審査はタッチできなかった、しかし今度は設置許可から運転管理まで一貫してチェックをするという体制ができるわけなんですけれども、たとえばこれは原子炉の事故だけでなく、温排水の問題等も含めて大きな問題が出たときに、単なる報告と言ったらいふんではどうか、運転を中止することが望ましいというふうな状況が出たときには、一体第一次的にはだれが判断をし、また科技庁というか安全審査委員会がそういう判断をしたときに、その報告というのは、衆議院の附帯決議によれば、報告というものは、そういう意見というのは尊重しなきゃならぬ、尊重するということはその報告なりというものを守っていくことだといふようなことがあるわけですね。したがって、その運転中止等の極端な場合ですけれども、そういう場合は安全審査委員会としても出せるのかどうなのか。これはやはり通産なり運輸省なりになるのかどうなのか、その点をお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のように、従来基本設計段階の審査によりまして設置許可を与えまして、それ以降原子力委員会が審査をしていなかったことは事実でございますが、「むつ」問題以来のことを踏まえまして、行政懇の指摘もございまして、現在、詳細設計以降の重要な事項については報告を受けられるようなシステムをつくっております。で、この法律改正におきまして、衆議院段階でさらに強い報告徴収の権限を安全委員会並びに原子力委員会に与えられたわけでございますので、十分その辺の、運転までにまたがります重要な事項についてはチェックすることになるわけでございます。そこで、いろいろなトラブルと申しますか、事故等が起きて、これは原子炉をとめた方がいいというふうな、そういう事態が起きましたときには、その技術的な内容は当然安全専門審査会で議論され、それが安全委員会に上がってこようと思えます。その際に安全委員会がとめた方がいいというふうな御判断をもしお持ちになり御決定があれば、当然そういう意見を各省庁に申し述べるといふ形になろうかと思えます。

その際、当然それは各行政機関において十分尊重され、また尊重されなくちゃいけない問題だと、かように考える次第でございます。

○吉田正雄君 それじゃ時間が参りましたので、残された部分は次回に回すとして、当初に申し上げましたように、三番目の資料だけは、これは出していただけますね。今日までの安全審査の各項目、日時、それから専門委員の出席状況というものと、耐震設計の基準というものと全発電所の審査内容、こういうものをいただきたいと思うんですが、よろしくございしますか。

○政府委員(牧村信之君) できるだけ——できるだけと申しますよりもお出ししたいと思えます。ただ、どういふふうにまとめるかとか、いろいろ御指摘の中身には細かい点も含められると思いますので、その点につきましては先生に御相談しつつ提出させていただきます、かように考えます。

○吉田正雄君 それじゃ私、時間参ったようですから、一応きょうの分はこれで終わります。

○塩田啓典君 それでは、まず最初に安全局長にお尋ねいたしますが、今回の原子力基本法の改正の主眼点がいふところあるわけですが、主眼点は二つの点があると、このように衆議院でも答弁をなさっているとお聞きしておるわけですが、その二つの点とはどことどこであるのか、簡単に結構です。

○政府委員(牧村信之君) 大きく分けまして、現在の原子力委員会を二分割いたしまして、新しい原子力委員会と原子力安全委員会、この二つに分けることでございます。

それで、原子力安全委員会は原子炉等の規制に関する業務を中心に安全確保の關係の業務を所掌し、その他は原子力委員会が所掌するということでございます。

もう一点は、現在の原子炉等の規制は基本設計の段階での審査を行いまして設置許可という行政行為がございしますが、これを内閣総理大臣が行いまして、その他の詳細設計の審査以降の許可につきましては行政庁が行つておるわけでございます。

ですが、それを設置の許可から詳細設計以降の許可に至りますまで、それぞれの炉の区分に従いまして主務大臣が一貫して安全規制を行うということでございます。その際、新しくできる安全委員会は行政庁の行う安全審査をダブルチェックするという仕事の流れをつくりまして、安全規制に万全を期するというふうな体制に変えることが今回の主要な改正点でございます。

○塩田啓典君 私はこういう今回の原子力基本法の改正などは、一つの手続論的な観点からの改正である。しかしそういう手続的な問題と、それともう一つは、やはり原子力発電であるいは原子力の平和利用そのものの本質的な未解決の問題、こういう大きく分ければ二つの問題があるんじゃないかと思うわけがあります。したがって、今回の改正はそういう手続の上の改正であつて、これによって原子力発電のいろいろ本質的なこれから解決をしなければならぬ問題が解決したわけではないと、私はそのように理解をしておりますわけでありまして、科学技術庁の見解はどうでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のとおりであらうかと思えますが、制度を変えることも私どもは非常に重要なことだと思つておるわけでございます。たとえば「むつ」の問題が起きましたときの行政責任のあり方ということで、現実問題としていろいろ世間の批判を受けたわけでございますので、少なくともそういうようなことを今後はなくしようというのがこの法制の非常に大きな改正でございます。

なお、こういう制度ができたからといって、それがうまくファンクションしなければ何にもならないという御指摘に近いお言葉かとも思えますが、それはおっしゃるとおりであらうと思えますので、私どもこの法案が通りました際には、科学技術庁は科学技術庁なりに、安全委員会の事務局としての立場あるいは研究開発段階の原子炉の規制の立場、これは使い分けて仕事を進めなければなりませんけれども、全力を挙げて新しい体制が

十分機能するようにしたい。また設置の権限が通産、運輸に移るわけですが、その両省におきましても、私どもと同じような考え方で進めていただけるものと思ひますし、またその辺の統一的な指導等は安全委員会が十分行なわなければならない問題だと、かように考えておる次第でございます。

○塩出啓典君 今回の法律案は、そういう手続の改正でございますので、本日はこの法案を中心にいろいろ質問したいと思ひますが、しかし同時に、本質的な未解決の問題の解決もそれ以上に重要ではないかと思ひます。

今日まで温排水の問題とか、あるいは稼働率の問題とか、いろいろなことが当委員会でも議論されてきたわけですが、私は現在の原子力の平和利用の上で、最も科学技術庁として政府として取り組んでいかなければならない問題は何かと、これはいろいろあると思ひますが、現在の科学技術庁として最もその中で必要であると考へている問題はどうかと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 私、安全局長の立場から、大変むずかしい御質問なので、お答えさせていただきます。いろいろ御理解をいただけない状況にあることが、一つ重要な原子力開発に当たりましての大きな問題だと思ひます。その理由の中に、やはり原子力の安全に対する国の姿勢と申しますか、国の安全対策あるいは規制の仕方、こういうものにつきましていろいろ御批判があることも事実でございます。これはこういう入れ物と先生おっしゃられましたけれども、組織の改正によりまして十分に実を入れることとでございますが、そういう十分な国が責任を持つて安全の規制を進めていく、またそれに対応して、設置者等が十分な配慮をもつて施設の建設、運転をやらせしめるようにする、こういうことによりまして、原子力発電所でございますれば原子力発電所というものが十分に規制されて、安全に

動きその実績を上げておるということを実証すると申しますか、ということが国民の理解を得る上での一番の近道ではないかと、かように考へますので、私どもこの法案の成立を待ちまして、ぜひそういう形で責任を十分感じつつ万全な規制の体制をとり、規制業務に励んでいきたいと、かように考へる次第でございます。

○塩出啓典君 その点は原子力局長はどうですか。

○政府委員(山野正登君) 原子力の平和利用を進めるに当たりまして、国内問題と対外問題と両面あるかと存じますが、まず国内問題につきまして、現在審議をお願いしておりますような、この規制体制等の整備を含めまして、原子力の安全という問題について、いま一段国民の理解と協力というものが必要なのでございますので、この面につきまして、このような体制面のみならず、あらゆる施策を動員して一層の推進を図る必要があると考へております。

それから、最近の原子力平和利用問題の非常に大きな特徴というのは、むしろ、国際環境への適切な対応を図らなければならないという面にあるかと存じますが、米国の核不拡散法の制定でございます。それから、あるいは現在進められております核燃料サイクル評価の計画といったふうな、わが国の原子力平和利用というものが、核不拡散強化という大義名分のもとに——これが、大義名分の間はよろしいのでございますが、いさゝか行き過ぎまして、不当にわが国の原子力平和利用というものが損なわれてもまたいけないわけでございます。この点、こういった国際的な動きに対して、核不拡散強化という国際社会の一員としての責務を果たしながら、しかも適切に対応していく、これは最も重要な問題ではないかというふうに考へております。

○塩出啓典君 いま両局長が言われたことは、間違ひではないわけですが、私の認識とはいさゝか違ひわけでありまして、やはり住民の協力が得られない——まあしかし、なぜ協力が得られないかという本質的な問題をやっぱりもう一回考へていかなければいけないんじゃないかと思ひます。それは手続論もあるけれども、それだけでは足りないものもあると思ひます。先般、当委員会では参考人の方のお話を承ったときに、核アレルギーという言葉に対して使つて、ある参考人は、こういうことはよく注意して使つてもらいたい、核アレルギーという言葉は、あのビキニ事件のときにアメリカにおいてダレスが、日本人は、久保山さんが死んだのは放射能の障害だと言つても、それは肝臓障害で、日本人は核アレルギーになつてゐるんだと。その根底には、やっぱり、原子力というものは本当は安全なんだと、無知な人が反対をしてゐるんだという、こういう言葉がその裏にあるから、核アレルギーという言葉は、こゝろをなやな、ということとを参考人の人が言われたんじゃないかと思ひます。

私は、いまの両局長は、いずれも、住民の理解、協力が必要である、また国際的なそういう問題、これも確かに大事なことで思ひますがね。しかし、たとえばこの低線量放射能の人体への影響の問題、あるいは廃棄物処理をどうするかという問題、こういう点がまだ言うなればはつきりといわれない点が非常に多いわけで、こういう点において本当に住民の方々に理論的にすばつとやほり納得させるような、そういう論理がまだないわけで、ちよつと突かれますと非常に痛いところも私はあるんじゃないかと思ひます。このあたりをやはり解決していくことが非常に大事である、私はそう思ひます。その点についてそういう認識はあるのかどうか。その点はどうでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 確かに先生御指摘のように、低線量の人体に及ぼす影響、これは学問的にすべて解決されたわけではございません。しかしながら、原子力の利用が当初はX線の利用から始まりました歴史を持つておるわけでございますが、この問題が起きましたときから、先ほど申し上げましたが、ICRP——国際放射線防護委員会でございますが、これは放射線を利用する

やってくるわけですから、ただICRPがどうのこうのということだけでこれからのそういう問題に本当に太刀打ちしていくには、私がいままで聞いている説明の範囲では非常によくないんじゃないか、こういうことでは結局は一つの権力によって、圧力によって推進していかねばいけない、こういう危険性が非常にあるんじゃないか。こういうことで、特に科学技術庁としても、廃棄物処理の問題あるいは低線量の放射能の人体への影響の問題等々についてさらに力を入れて解決に努力をしていただきたい、このことを要望しておきます。

それで、最近の新聞報道によりますと、アメリカの議会におきましても、廃棄物処理の方法がはっきりしないのは原子力発電所の建設はすべきではない、こういうやり報道もされておるわけなんですけれどもね。私は、こういう動きも謙虚に受けとめていかなければならない、そのために廃棄物処理対策等も確立すべきである、このように思うんですけれども、その点についての長官の決意をこの際承っておきます。

○国務大臣(熊谷三郎君) 先ほどから両局長が塩田議員の、大変失礼な言い方ですがメンタルテストを受けまして、余り及第点でも十分でなかったようございまして、私も果たして先生の御満意いただけるようなお答えができるかどうかかわかりませんが、お話のように、原子力発電所に関する現在特に重要な問題は何かというお尋ねでございまして、これにびつたりと当てはまるような適切なお答えはできないかと思いますが、やはり私どもも持論としております、これはもう先ほどからお話がありましたが、どうしても学問的に、絶対このままだというこの究明はさしあたってはむずかしい問題がたくさんあるわけでありまして、微量の放射能の人体に及ぼす影響といったような問題に関しまして、なかなかこれ絶対にかうだというふうな学問的な結論が生まれていない。また廃棄物の処分につきましては、当分はこれで差し支えないというふうな考えられても、これは決

して絶対にそういうものであつてはならぬので、もう十分の点から考えても心配がないという研究の結果が早くあらわれなければ十分でない、こういうふうな点もあるわけでありまして、したがって、この安全性という問題につきましては、しばしば申し上げておりますとおり、この研究はもうこれでいいという段階はないわけでありまして、これから新しい、より安全な研究を推進していく、またいろいろな処置の研究というものを進めてまいらねばならぬ、これが第一であると考えておるわけでありまして、もちろん、住民の方々の、特に関係の地元の方々の御理解や御納得のいく方法につきましても、さらに十分いろんな点を検討しまして進めてまいらねばならぬと考えております。

それからいまの、アメリカの下院におきまします廃棄物の処分が決定するまでは云々という決議でございまして、これも決してあだやおろそかに考えるべきではないわけでありまして、まさに塩田議員の御発言のとおりであると承えております。これにつきましても、十分えりを正して検討いたしますとともに、またこれに対するアメリカの対応と政府並びに関係筋の対応といったものにつきましても、今後資料をできるだけ早く集めまして、そしてわれわれとしての参考にしていかねばならぬ。要するに、謙虚な気持ちで安全性の確認、安全性の追求ということを進めていく、これがお答えになるかどうかかわかりませんが、私の気づきましたことを申し上げる次第でございまして。

○塩田啓典君 本改正案の成立によって先ほど二つの点が主眼である、こういうようなお話でございまして、私先般、当委員会における参考人の方々の意見等もお聞きして、この法案の内容等も研究してみますと、どうも機構いじりというか、余り体制は変更がないんじゃないかと、こういうような感じがするんですが、この法律が成立したときにいまままで違つて一番変わるの、非常に前進するのはどういふところですか、もう端的に言つて。簡単にいいですか。

○政府委員(牧村信之君) 端的に申し上げまして、原子力の安全審査につきまして申し上げますと、行政庁の行う審査を安全委員会がダブルチェックするというところでございまして、そういう意味で安全委員会という非常に強い権限を持った諮問機関が政府の上に立つと申しますか、行政の外においてダブルチェックをするということが非常に大きな点でなろうかと考えます。従来の設置許可を内閣総理大臣がいたしますときには、私どもと原子力安全専門審査会が一体になってその業務を進めておりました、そういう意味では、ある意味では何と申しますか、ダブルチェック的な機能が働いていなかった点がございまして。そういう点等々も反省いたしました改正の大きなメリットでないかと、かように考えておる次第でございまして。

○塩田啓典君 そうしますと、安全委員会というのは独立したものでなければならぬ、行政庁からも一つの距離を置いて、そして国民の方々から信頼されるものでなければいけない。今日までいろいろ原子力発電所の安全性の点について問題になつてきたのは、安全を一体だれが判定するのかと、政府が幾ら安全だあるいは電力会社が安全だと言つても、それ自体を住民が信頼をしなかつたというところに問題があるわけで、そういう意味で行政庁から一歩離れた安全委員会がダブルチェックする。それならば、いままでの原子力委員会もやはり諮問委員会としてこれはやはり別個にあつたわけでしょう。諮問委員会という点では安全委員会も前の原子力委員会も一緒だと思つて、それが一歩前進したというのはどこなんですか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のとおり、いまの原子力委員会も新しくできます原子力安全委員会、確かに形の上では同じ地位にあらうかと思ひます。そこで先ほど私御答弁申し上げましたのが若干足りなかつたかと思ひますけれども、行政責任という問題を仮に考えた場合に、設置の許可は内閣総理大臣、それ以降は、発電所でございます

すと通産省にいくわけでございまして、行政責任を明らかにした上で今度は一本化いたしますので行政責任が一本化するわけでございまして。そういう組織をつくた上で、行政の上に立つと申しますか、横においてダブルチェックをするという形がとり得るようになったということでございます。そういう点を申し上げたつもりでございます。いままで原子力委員会で行つております安全審査は、科学技術庁とべつたりひついてやつておつたのが現状でございますので、その辺の反省を申し上げたつもりでございます。

○塩田啓典君 そうしますと、通産省が行う原子力発電所あるいは運輸省が行う原子力船の認可ですね、これは確かに原子力安全委員会は、これは省が別ですからね、ところが科学技術庁がやはり試験所は審査するわけでしよう。それをやはりダブルチェックするのも原子力安全委員会。そうすると、確かに原子力委員会から安全委員会が独立したわけですが、そのもととは、やはりその手足は科学技術庁の職員ですから、一方においては科学技術庁長官の命令も受けなくちゃならない。そうなつてまいりますと、しかし一方においては、やっぱり科学技術庁長官の方が——その人のポストを将来課長にするとか局長にするとか月給を幾ら上げるとか、そういうものは大体科学技術庁長官の方の線が強いわけですから、原子力安全委員会の委員長の部下だといつても、やっぱり原子力安全委員長がそういう今後の待遇、身分の問題についてもチェックするんじゃないわけ、そういう点考えますと、私は一歩進めて、前々から言うように、安全委員会の独立性をさらに前進させるためには、科学技術庁の職員が兼務するんではなしに、たとえば公正取引委員会のような、行政委員会にするとかは別としても、ともかくそういうある程度の専属のスタッフが必要ではないか。そうせいと言ふのじゃないのですけれども、それはもう予算があるわけだから、それは局長がそうしたいと言つても、それはなかなかできないわけけれども、その方がベターであるというこ

とぐらひは素直に発言してもいいんじゃないでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 先生の御指摘の問題につきましても、この行政改革を議論いたしました行政懇話会におきましてもいろいろ議論があったところでございます。そこで、私もその意見も取り入れて、いまのような案で法律の御審議をいただいておりますけれども、ここにおきまして、確かにダブルチェックをするところのファンクション、これはおっしゃる通りに、どこかの役所にも属さないところがやった方がベターであるのはわかるわけでございますが、原子力安全委員会の所掌業務といたしましては、そのほかに数々の重要な問題があるわけでございまして、その辺との、科学技術庁が所掌します仕事との非常に重複があるわけでございまして、現在のようない行政機構の簡略化というような政府の方針のもとでございまして、なかなか新しい機構をつくるのもむずかしいことも事実でございます。

そこで、私もいろいろ内部的な議論をいたしまして、少なくともこのダブルチェックをする仕事、それから安全委員会が審査に当たりましての指針等をつくる仕事、これについては、科学技術庁の機構の中ではありまして、できるだけべつたりと安全委員会の業務に密着する組織をつくりまして、ここには私も行政的な問題を処理させないというふうなつもりで、実は本年度の予算に、私もその局の中ではございまして、安全調査室というのを認めていただきまして、法律改正後は直ちにそれが発足して、特に安全委員会が行いますダブルチェックの業務はここにお任せする、われわれの行います規制は別の課で行うというふうなことの姿勢を示したつもりでございます。確かに、その辺、同じ役所の中にございまして、問題を御指摘受けるかと思ひますけれども、そのほかの仕事は安全局がまた安全委員会のバックアップをしていかなきゃいけないという事務局のこともありますと、行政効率上はそういういまの考え方で当面十分ではなからう

かというのが私どもの見解でございます。

おっしゃる通りに、御指摘の点よくわかるわけでございしますが、それを行政の中の組織としてどう、何と申しますか、人数が大幅にふえないというふうなことも考えつつやろうとした結果がこういう結果になっておるといふことも御了解願えればありがたいと思ふ次第でございます。

○塩出啓典君 この問題は論議しておいても平行線でございます。私としてはもうちょっと素直に、確かに塩出委員の言うとおり、そのとおりだと、しかしなかなか予算の関係でそうはいかないんだからこのあたりでひとつ勘弁してくれと――勘弁してくれというんじゃないけれども、現実の問題としてこの程度にとどめて一步一步将来に向かつて強化していくと、アメリカの原子力委員会のように、先ほどのお話ではかなりスタッフも多いわけでございまして、そういう方向に努力するといふ、そういう率直な御答弁をいただいても何ら問題はないんじゃないかなと、ぼくはそう思っております。まあ安全局長の考えである意図もそう遠くはないと、そのように理解をして、もう時間がございましてので次へ行きたいと思ひます。

そこで公開ヒヤリングの問題ですが、やはりこれは法制化はしない、様子を見て法制化していく、こういうことなんでしょうが、しかし私は、やり方等においてはそれは政令で定めて、きちっと法律で決める必要ありませんけれども、公聴会をやるというところはこれは法制化をすべきではないか。いままでは公聴会が、地元の知事さんからも再開をしないではないかというふうな、そういう要望もあって中止になった例もあるわけなんですけど、私はやはり法制化をすべきである、こういう意見なんです。これはどうなんですか。

○政府委員(牧村信之君) 現在のような社会的な情勢下におきまして、でき得れば公聴会と申しますか、公開ヒヤリングというものは法制化すべきことであるかと思ひますが、先生ただいま御指摘のようなど等もあって、私どもの方の公聴会

の開催の仕方、あるいはそれをするに当たりましたの地元の関係者とお話し合いが十分でなかった面もあるかと思ひますが、不幸にして公聴会が開けなかった例もあるわけでございまして、したがって私どももいたしましては、安全委員会が発足後は、設置許可をいたしますときには、すべての所について公聴会を行いたいというふうなことで、この安全委員会ができましたと同時に、公聴会のやり方というふうなものも非常に重要な仕事のうちの一つとして考えておまして、ぜひそのやり方につきまして御決定をいただき、個々の発電施設における具体的な公聴会の進め方を一件一件、地区の特殊性もあろうかと思ひますので、地元の方々とお話し合いしながら公聴会を進めていくということなことを積み重ねまして、大体こういうことであれば公聴会というものはすべてのものに問題なく開けるというふうな、何と申しますか、固定化した段階でぜひこの公開ヒヤリングの制度を法制面に盛り込んでまいりたい、かように考えておるところでございます。

○塩出啓典君 私がいたしまして資料では、原子力発電所を設置する際には、すべて次の二次にわたる公開ヒヤリングを実施し、その定着化を図りたいと、そうしますと、たとえば再処理工場、あるいはウランの濃縮工場と、こういうものは原子力発電所とは違うと思うんですけれども、当然この原子力発電所という意味の中には、そういう放射性物質を扱う原子力発電所のアップストリーム、ダウンストリームも含めてすべて公聴会を開催すると、そういう方針であると理解していいわけですね。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のように、重要な他の原子力施設、再処理工場であるとか、濃縮工場でございまして、当然その制度になるかまた別でございしますが、当然その制度になるかまた別でございしますが、ただ、そのやり方につきましては、法律体系の違い等も出てきますので、一次、二次をやるかどうか、その辺はいろいろあるかと思ひますが、それぞれの施設

設の特殊性に応じて十分な公開ヒヤリングをやつてまいりたいと、かように考えております。

○塩出啓典君 そうすると、一次、二次というのは、これは原子力発電所の場合は電調審というのがあるから、その電調審の決定の後に一回やる。それから電調審の決定した後に。最初の方は通産省が主宰をし、後の方は原子力安全委員会が主宰をしていくと、こういうことですね。

そうしますと、この原子力発電所の安全性という点から考えますと、立地というものが妥当であるかどうかということも、これは当然安全性の上の重要な問題ではないかと思ふんですね。そこで、通産省が主宰をしてその場所を決定する。その後、原子力安全委員会が主宰の公開ヒヤリング等が行われるわけですね。そして、さらにそれをもとにして原子力安全委員会がその安全性について判断を下すわけですね。その場合に、いわゆる電調審の決定が覆される場合もやはりあり得るわけですね。あるかないか。

○政府委員(牧村信之君) それぞれ独自の判断でやるわけでございまして、当然最悪の場合にはそういうこともあり得るかと存じます。

○塩出啓典君 本当にあるんですか。私は実は法律は余りよく知らないのですが、そういう場合はあり得るんですね。

○政府委員(牧村信之君) あり得ようかと思ひます。○塩出啓典君 それでは、やはり公聴会の場合には、やはり公平な第三者が中心でなければいけないのではないかと。いままで福島とか新潟柏崎等においていろいろ問題になったわけですが、公聴会開催そのものに対する不信感というのがあるわけですね。一つにはやっぱり通産省と電力会社というものは別個なんですから、通産省から電力会社に天下りなんかしてあるし、どうしても、これはそういう例もあるわけでしょう。どうしても通産省は庶民の味方よりも電力会社の味方ではないかという――これは実際はどうか知りませんが、そういう考えがあるわけですね。そういう意味で、公平

な第三者が中心でならないとこれはうまく行かないではないか。そういう点で、私は原子力安全委員会が第二次の公開ヒヤリングの中心になるというのには、まあ原子力安全委員会が不十分であるにしても、一応公平という立場から見ているにすぎない、第一次の方はちょっとどうかという、こういう感じがするんですがね。その点はどう思いますか。

○政府委員(牧村信之君) 先生のただいまの御指摘ではございませうけれども、私もはいま考えておる方法が一番いいではないかと思うわけでございませう。

そこで先生の御指摘は、公聴会をやる人間が第三者の方がいいということではございませうけれども、私もはいま考えておる方法が一番いいではないかと思うわけでございませう。で、得べくんば対話方式も含めてやりたいというふうに考えておまして、そのためには、そういう地元の利害関係者からいろいろな御意見を承る者は、第一次の場合には設置許可を行う通産省が当然行へべきではないか。それから第二次は、原子力安全委員会が通産省の諮問を受けて意見を主務大臣に出すわけでございませうが、その審査を行う者が地域住民の意見を十分聞く、しかも、そこに対話を含めるといふような形が一番いいのではないかと考えておる次第でございまして、第三者がやるというよりも、この方がむしろよろしいのではないかとこのように考えておる次第であります。

○塩出啓典君 わかりました。

この原子力基本法が成立した時点には、こういうものを実施するんですね。これはもうすぐやるんですか。それは決めるのは科学技術庁が決めるんですか。どういう形で、省令の形で決めるのか、その形と、それからいつ、いつからでもすぐやるのか、ある程度もう煮詰まっているのかどうか、まだこれから検討せなければいかぬということなのかどうか、その点どうなんでしょうか。簡単に結構です。

○政府委員(牧村信之君) 私どもいま検討中でございまして、大まかな骨子は、行政懇談会からの考え方を受けて、大まかな形を現在検討中でございませうが、これを決めますところは安全委員会がその実施要領と申しますか、を決めていただくというふうに考えております。それに基づきまして一次と二次の公開ヒヤリングをやっていくというふうに考えております。

○塩出啓典君 時期はいつごろになるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの事務局側の考え方としては、安全委員会ができて、一貫化の法律が施行になった以降に、設置許可をしなればいけないものにつきましてはやってみようというふうなふうに考えております。ただし、すでに電調審などが終わっての問題につきましては、また特例等で考えなければいけない問題もあらうかと思ひます。

○塩出啓典君 もう実はきょうは時間がございませんで、環境庁の方にも来ていただいておりますので、環境アセスメント法ですね、これはもう非常に二年前から問題になりまして、私たちも、ぜひこういう環境を事前に予測評価をする、その内容を住民へ公開をし、しかも公聴会などによる住民参加、そういう意味の環境アセスメント法を早く成立すべきである、そういうことで公明党としても案をつくっておたわけでありますが、政府案はかなり後退に後退を重ね、公聴会などもだんだん削られて、しかも今国会どうなるかというところで、どうも新聞紙上では、通産省がんとして反対をしておる、こういうことのようにありますが、そのあたり通産省の御意見もまた後日、きょうは時間がないのでお聞きしませんが、環境庁としては今国会でアセスメント法は出せる見通しであるのか、その点はどうか。

○説明員(望月美之君) 大変御心配いただきまして恐縮でございます。環境庁といたしましては、この国会にとかく法案が出せませんように、いま関係省庁の皆さんに非常に御真摯に御検討を賜って調整を急いでいるところでございませう。私どもといたしましては、事務のレベルではいま最終の調整というふうな域を迎えておるかというふうな思っておりますけれども、何といたしまして、やはり各種の開発事業に共通いたしまして、事前に調査をし、予測し、評価する、先生がお触れになりましたようなその結果を公表し、それに対する意見を求める、こういうふうな環境影響評価の手続面を定めたいとする発想のものでございませう。ですから、当然にこれの事業に共通して行われる手続がやはり実効が上がるようにいたすためには、現在あります各省庁さんのそれぞれの多岐にわたる事業手続があるものに何とかこれが織り込んで遂行できる、こういうことが一つ必要があるわけでございませう。

もう一つは、やはり各種のすでに諸法がありまして、事務、事業が行われているわけでございませうので、そういう法制度との調整ということも十分図る必要がある、そのことが結局実効のある制度になるのではなからうかと、こういうふうな考え方です。いま事務レベルで日夜調整に努めておるつもりでございませう。

関係省庁さん、いずれもこの環境影響評価の必要性というところにつきまして、私どもとして見ますと、否定するところはないと思っておりますけれども、ただいま申し上げましたように、やはり法律制度という域になりますと、さらに詰めるべき点もまた多々あるところでございませうので、鋭意私どもの考え方も申し上げ、また各省庁さんのそれぞれ意のある御意見ということも十分お伺いいたしまして、これの調整を遂げ得るよう努力をしておるというのが状況でございませう。何とか御審議賜れますように、さらに精進して努力をしたいと思っております。

○塩出啓典君 時間がちよつと過ぎましたので、まあ、ひとつ通産省、環境庁、また科学技術庁等も協力をして、やっぱり本来の環境アセスメント法が速やかに成立をし、法制化されるように努力をしてもらいたい。このことを要望して質問を終わります。

○佐藤昭夫君 私は、前回は続いて、今次法改正

に先立つ問題として、政府が行う原子力行政の国民の理解、国民的合意をどうつくり上げるかという問題が何といても前提だと思ひますし、そういう角度からいって一度「むつ」問題について幾つか御質問をいたしたいと思ひます。

前回以降の新しい事態として、先日新聞にも報道されてますように、八日の日に「むつ」の総点検・改修技術検討委員会、いわゆる安藤委員会が核封印で「むつ」の修理可能だという答申を出されたということになっているわけでありませうが、まず最初に、ちよつと基礎的なことをお尋ねをしておきたいんですが、いつから何回ぐらいこの検討委員会が開かれてきたのか。それからこれの委員の出席状況ですね、いつもよく問題になりますので、ちよつと。

○政府委員(山野正登君) 今回の圧力容器の上蓋を撤去しないで総点検・改修を行うことの検討につきましては、五月の八日に一口検討したわけでございませうが、その際に全委員が十五名のうち二名欠席がございまして、十三名が出席でございませう。

○佐藤昭夫君 そうしますと、正式のこの検討委員会が開かれたのは一回だけということなんです。今回のいわゆる上蓋を撤去しない、核封印による改修というのは、従来科学技術庁が中心的に、何と申しますか、提唱をしてなされた核つき改修とはどの点が改修工事としては違うのか、そのポイントですね、それをちよつと念のため……。

○政府委員(山野正登君) 従来長崎県地元を検討をお願いしておりました修理の方法と申しますのは、今回との比較において申し上げますと、圧力容器の上蓋上部の遮蔽改修の工事の進め方でございまして、従来申し上げておりました「圧力容器上蓋上部」というのは非常に空間的に狭いところとございませう。また各種の機器がいろいろ入り組んでいるところでもございませうので、その作業性を考えまして、圧力容器上蓋上部の遮蔽改修をするに先立ちまして、上蓋を圧力容器から取り外しま

して、船の外に持ってまいりましてこの上部の改修をする。そして上部の改修が終了した後に、上蓋を再度圧力容器の上に取りつけるという手順を考へておたわけでございます。

今回の新しい方式と申しますのは、この圧力容器の上蓋を遮蔽改修工事に先立って取り外すというのをやめまして、大変狭い空間ではございますが、そこで圧力容器の上蓋をしたまま容器上蓋上部の遮蔽改修工事をする、こういう作業の工事の進め方の違いという点が唯一の相違点でございます。

○佐藤昭夫君　そうしますと、ただいま御説明になったような上蓋を外部へ一たん取り外す、その点の違いが出るということでありますが、実はかつて昭和五十一年の六月、長崎県側の質問事項に対して、科技庁、運輸省の連名でかなり分厚い幾つかの質問事項に対する回答書を出されておりますね。その中の十九ページなどにも書いてありますけれども、いまも触れておられましたように、圧力容器の格納容器の内部は原子炉の機器が複雑に入り組んで配置をされており、空間的に非常に狭いというところで、「作業ミスによる他の機器の損傷防止」、「工事に必要な作業空間の確保」、こういう点に特別に留意をなくならないということとで、「圧力容器上蓋を船外に取り出して、特定の区域で、追加遮蔽体の設置作業を行う」ということが特に強調されてきた点でもありますし、また今回いただいておりますこの安藤委員会の結論の末尾に、当然従来そのようなことを主張しておったこととの関係で、「機器の損傷を防止するため十分な措置」を講ずる必要がある、また「作業者に對する作業の習熟」を図る必要があるということが特別に付記を今回もされておるといふふうに思ふのですが、どうなんでしょうか、八日の検討委員会の検討の中で、従来とそういう作業手順が、工事の手順が変わるということに伴う事故防止という点で、十分な措置を講ずるその具体的な内容で、あるいは作業の習熟を図るその具体的な内容、そういう点ではどういふ点が話の中で出ておるのですか。

○政府委員(山野正登君)　御指摘のように、この委員会の結論に、「作業者に對する作業の習熟」とあることは「作業管理等には特に留意する」ということがうたわれておりますし、またこの委員会が承認いたしました事業団の検討の内容におきましても、施工上留意すべき点ということで大体同じようなことが書いてあるわけでございしますが、これにつきましても、たとえばモックアップ等をつくって作業の習熟を図るとか、あるいは事前に訓練期間を設けて作業員の訓練を図るとか、あるいは異物の落下等を防ぐために作業管理上ネットを張るとか、そういったふうなことをいろいろ検討して講ずべきであるといったふうな意見が出ております。

○佐藤昭夫君　異物の落下のためにネットを張るといふ話は出て来ますが、特別の訓練といたうのはどういふ訓練をやるんですか。これ具体的に、実際に作業をやるときにどれくらい空間があるんですか。これはもう御存じのように、この報告書にも図示がされておるわけで、かなりの広い空間パイプが通つておるわけですね。非常に狭い空間。人間が同時作業をするのに、何人ぐらゐ同時作業ができる空間があり得ると思つておりますか。

○政府委員(山野正登君)　この順の内径が約一メートル七十。それから高さが五メートル六十ぐらいございします。まあかなり狭いところでございしますが、この作業自体、それほど多くの人間が密集して作業を行うといったような状況ではございしませんで、恐らく三名ないし四名の人間がこの作業を行うといったふうなことになるかと存じます。その程度の人員ははいれる空間であるといふふうに考へております。

○佐藤昭夫君　三名ないし四名、これははいれますか。実際に図を書いてやってみましたか。ここにも出て来ますように、この制御棒駆動軸の案内管の数が十二本、熱電対の取り出し管四本、ベント管一本。いっぱいパイプが立つておるといふ空間

です。

○政府委員(山野正登君)　この圧力容器上蓋上部の機器のうち、この遮蔽改修工事をするに先立ちまして、若干の機器というものは取り外すわけでございします。現在のままではございしません。上蓋は撤去しませんが、その上にある機器というものは若干撤去するものもあるわけでございします。その程度の人員ははいれるといふふうに考へております。

○佐藤昭夫君　この問題だけ話するのが目的ではありませんが、そうであれば、当初の核つき改修を行うという場合に、上蓋を一たん搬出して工事を行った方がいんだと、こういうことが当時かなり強力に主張されたということになぜ一体なつたのか。わざわざ経費の上でも、それから作業量の上からいっても、そのことによる特別の負担が伴うわけですから、そのことによる、どうも合点がいきませんけれども……。

もう一つの問題ですが、長崎県知事が、いわゆる制御棒駆動装置の電源スイッチのかぎを漁連の会長に預けるんだというふうに新聞に報道されておりますね。そういうことで、蓋をして封印、かぎをかけるんだから安全だと言わんばかりの言い方がされておるわけですが、この問題について、一つは、技術的検討もそういうことが安全確保の決め手の問題かという問題と、それから実際にかぎを漁連会長に預ける、この問題の可否の問題については検討があつたかどうか、その点どうですか。

○政府委員(山野正登君)　原子炉の運転モードスイッチのかぎとそれから制御棒駆動軸のかぎとは、これは現在県当局が話しておりますのは、県知事に管理保管していただくという線で話をしておるわけでございまして、漁連会長に預けるといふことはございしません。

それから、本件につきましても、これは、私もこのようなかぎをあえて第三者に管理保管をしてもらわなくとも、原子炉は冷温停止に保つていくつもりでございします。何ら心配はないと思つておりますけれども、しかし現地に置きまして、さらにこの冷温停止という条件を安心をして確保していくという観点から、特に知事はかぎの管理保管をする方が地域住民の方々の理解が得やすいという御判断に基づいてそのような条件を言っておられるということでございます。

なお、本件——そのかぎを県知事に管理保管してもらふということにつきましては、八日の検討委員会では検討の対象になっておりません。

○佐藤昭夫君　そういう、住民感情との関係で心理的手法にすぎないということですが、私もまさにそう思ふんですが、いまのこの回答書の八十二ページ、ここにも詳しく手順を書いておるように、実際に中央制御盤のグループ引き抜き回路、これ、取り外してしまふわけですね。今回、核封印のこの方式でいく場合でも、このグループ引き抜き回路は取り外して、新しく防護回路を取りつけるというこのやり方でいくわけですね。

○政府委員(山野正登君)　制御棒駆動軸——制御棒の駆動試験をする際は従来と同じ方法でやるわけでございます。ただ、その際に、知事が管理保管しているかぎを返してもらつて、そうして行うという点が違つただけでございます。あとは何ら変わっておりません。

○佐藤昭夫君　ですから、この問題は、いわゆるこのかぎをだれが預かるか預からぬかというそのことは、何も今度のこの改修に伴う安全確保の問題とは関係のないものだといふことで、いわば住民感情をだますためのパテンのような話がある。かぎを預ければ今度の改修に伴う安全がどうか保たれるんだといったような論法がもし出るとすれば、これは非常に科学的に欺瞞をする非常に正しくないやり方だといふふうに思ふんですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(山野正登君)　これは、県御当局がそういうふうにする方が地域の方々の理解が得られやすいということでございます。実際を率直に説明をしておられると思ひますので、欺瞞をするとかだますとかいったふうなことではなくて、かぎ

というものは修理の期間中は県知事が預かっており、したがって、この事業も冷感停止に保つておられるけれども、かぎは知事が預かっておられるから、絶対冷感停止を外れることはありませぬよというところは、それはそれなりに地域の方々は理解しやすいのではないかと、いうふうには私も考えております。

○佐藤昭夫君 それでは、この確認を、科技庁の専門家の方ですら再度お尋ねをしておられるわけですから、かぎを知事さんが預ければ——知事さんか漁連会長か、どっちでもいいんです。かぎを預ければ、これは安全だという問題ではないというところは技術的にはつきりしているわけですね。

○政府委員(山野正登君) 安全だと安全でないという問題とは違う問題だと思つてございませう。

○佐藤昭夫君 そうでしょう。

○政府委員(山野正登君) 要するに冷感停止に保つておくことについて、どういう形で冷感停止に保つかという問題でございまして、安全が確保されるかされないかという問題とは違う次元の問題であるというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 どうも何か知事の気持ちをもたなくしてなかなか歯切れの悪い答弁ですけれども、繰り返しあなたの言われているように、かぎをだれかが握っていたら、そのことによつて——握ってなければいづどんな暴発が起こるかかわらない。だれかが握っていたらその暴発が食い止められて、技術的に安全が保たれるんだという問題ではないというところはつきりしていると思ふんです。ですから、かぎを握る云々というこの議論に科技庁が巻き込まれるということは非常に……今後地元の住民の皆さん方がいろんな議論をなさっていくと思うんですけれども、そのことによって安全が保たれるというような錯覚が住民の中に生まれていくとすれば、これは要らざるそういう理解を広げていくわけですから、その点は正しく科学的に、科学技術庁の名にふさわしく

対処をしてもらう必要があるというふうに思いますが、その対処の基本態度、かぎ問題に科技庁は立ち入らないという態度についてはどうですか。

○政府委員(山野正登君) 私どもは、五十一年の初めに県当局並びに佐世保市当局に要請しました修理の方法でもって十分に安全に修理は行い得るということを確信いたしておりますし、またそのことは長崎県下の各府の方々に十分に説明をしまいたつてもいいと思つております。

そういう意味で、今回さらに安全を確保するためにかぎをどうするかというふうな話を申し上げておられるわけじゃないですか、政府はそういう考えでおりますけれども、なお受け入れの検討を要請されております。県知事とされては、それに加えて、このような条件を政府が検討してのめるのであれば、要請の受け入れについてさらに前向きに検討したいという御意向でございまして、それを政府がのめるか否かという検討をしておるところでございまして、先生御指摘のように、こういうふうなことで、先生御指摘のようを欺瞞しようといったふうな気持ちはさらさらございませぬ。五十一年の初めにお願いをしました方法できつめて安全に修理ができるということは明確であらうかと考えております。

○佐藤昭夫君 それでは、もう一つお尋ねをしますが、この「むつ」の核燃料は昭和四十七年の秋に燃料の整備をしたまま、その後一度も点検がやられていないということ、今回のこの改修に伴ういわゆる総点検に当たって、前から私、持論として言っているわけですが、もうすでに七年経過をしている。それで改修三年ぐらいの予定というところが世に言われているわけですが、そうしますと、十年大規模な点検を要するところからいって、核燃料自体の点検あるいは圧力容器内部の点検、長年月推移をしておることから、いろいろな損傷が起つてきていないか、それからイオン交換樹脂の核種分析、こういう問題をこの機会にひとつもう一遍総点検をしてみようという

ことは議論に上つていません。これは議論に上つていません。

○政府委員(山野正登君) 「むつ」の中に整備されております核燃料体の健全性につきましては、この核燃料を製造いたしました各段階で厳重な検査をいたしておりますし、それからまた炉内に整備いたします段階でも検査をいたしております。

それから、その後一冷却水の検査というのは定期的にやっております。自然水と変わらない状況に一次冷却水は維持されておること、このことではございませぬ、また水質管理が厳しく行われておりますので、これによって特に問題となるような腐食は起り得ないであろうというのが事業団並びに私どもの考えでございまして、この考え方というのは、安藤委員会において了承されております。

したがって、現在予定いたしましたおきます修理・総点検の期間の間に、この核燃料体を現在行っている以外の方法によって、たとえば原子炉上蓋を取つて中を点検するといったふうなことは予定いたしておりませぬ。

○佐藤昭夫君 一次冷却水は何回か検査をやっているんだというふうに言われますけれども、燃料自身は燃えていないんですからね、稼働をしていないんだから、ただそういう状況のもとで何回かの冷却水の点検をして、そのことだけで判断するということとは誤りで、それから機器の損傷も起こり得ないだろうと言われているんですけれども、しかし起こり得ないことが起こっているじゃないですか。原子力委員会が今まで安全審査で安全だという太鼓判を押して、そして発車をした原子力発電所が、いろいろなひび割れが起つてみたり、「むつ」の問題でも、あんな低出力であつた事故が起つたというところは、私も私も考へてなかつた。そういうことで私は、こういふ点検作業というのは、こんなもの莫大な費用がかかるわけじゃないでしょう。格納容器なり圧力容器を根本的に一遍ばらして、もう一遍つくり直せという話なら、このことのために莫大な費用が要するという、そういう問題だけれども、しかし、い

ま国民が注目をして、今度の法案の提案理由にもなつておる、本当に安全確保を第一に置いていくんだという、この趣旨からいって、それほど莫大な費用がかかるわけでもないこの問題を、提起をしておるこの問題を、なぜもう一遍この機会にこの総点検をやってみようという議論が起つたのか、私はそこがどうしても合点できないわけですね。思うのは、核を、核燃料棒を抜けないからでしょう。抜く場所がありませんね、いま、法的に抜ける場所が。その点どうですか。

○政府委員(山野正登君) もともと長崎県に修理・総点検をお願いしました時点で、いかなる修理をするか、いかなる総点検をするかということ、これは明確に記載してあるわけではございませぬが、その中にこの原子炉の圧力容器の内部を検査するということとはもと入れてないわけではございませぬ、今回予定いたしましたおきます修理期間中は、お説のような検査をする予定はないということではございまして、もう将来、未来永劫に炉内検査はしないんですというのを申し上げておられるわけではないのでございまして、あるいは場合によりましては、現在予定いたしております修理港で修理・総点検をいたしました後、新しい定係港におきましてそのような検査をするかもしれません。それは今後の問題でございませぬ。

○佐藤昭夫君 現在のお願いをしておる佐世保でそういう内部までの総点検をやるという計画はありません、それはまあ確かにありません。私聞いているのは、核燃料棒を抜いて全面的な燃料棒の検査もやる、それから内部の検査もやる、イオン交換樹脂の、これの核種分析もやるということをやろうと思つても、燃料棒を抜く場所が、いま法的に認められる場所がないから、それが残念ながらできないわけですね。できないわけでしょう。ほんとを言えば「むつ」の四者協定に基づいて六カ月以内に母港ができていたら、それは堂々とやれるわけなんだけれども、それができてないから、現在やれないわけですね。だから、法的にやれないわけでしょう。

○政府委員(山野正登君) 現在、核燃料棒が抜けないという事は、お説のとおりでございいます。ただ、この検査をしないのは抜けないからしないという事ではなくて、先ほど申し上げましたような理由によりまして、現在そのような検査をする必要はないという判断のもとにやらないという事でございいますので、その辺は混同なさいませんようにお願いしたいと思います。

○佐藤昭夫君 それは何も私は混同していません。あなたの方が意図的にそういう論法をなさっているに過ぎないんだ。本日はそれが見えて、それほど莫大な費用が要るわけではない。国民の、何とか安全の確保をという、この国民的注目にたえていこうと思えば、総点検をやった方がいいなあとというふうな心の中では思っている。そう思うんです。しかし、燃料棒が抜けないから、そして修理を早く急ぐ、修理を早く急ぐという、このことだけが先行して、核つぎ改修だとか今度の核封印改修だとか、こういうところへひた走りに走っている。しかし、どうですか、こんなやり方で進めていって、さきよいよう制御棒の駆動試験、あるいは出力上昇試験というこの段階になって、やっぱり起こったと、そういう事態が発生しないというふうにあなたは、ここで断言できないでしよう。私はいまのようなこの改修のやり方というのは、今この原子力基本法一部改正の提案をなさっている根本趣旨である原子力開発の安全確保を第一にするという、この根本趣旨との関係で、国民が注目をして、この国民の期待と関心はどうなっているかという見地からの「むつ」の改修のやり方の問題としては、非常に手抜き点検、点検という言葉は使っているけれども、きわめて手抜きな手抜き点検にすぎない。こんなやり方ではまたどんな事故が起るのか。

そういう点で、私は長官にお尋ねをしたいんです。本日は言えば、一遍燃料棒を抜いて総点検をやるといふことが必要と思いませんか、どうですか。

○国務大臣(熊谷三郎君) 該博な知識を持っておられます佐藤議員に対して、専門家でない私がお答えすることではございいますから、十分なお答えはできないかもしれませんが、現在の段階におきましては、そこまでの必要はないと思っております。将来の問題、いろいろお尋ねのようでございいます。これはまあ直接お尋ねにあつたわけではございませんが、いま現在としては、現在の段階におきましてお答えできるだけのことしかお答えできませんので、そういうふうにお答えせざるを得ないということではございいます。

○佐藤昭夫君 現在というそのインテリバルをどの辺にとるかという、このことにも関係しますけれども、いま直ちにと言つたつて、まだ佐世保へ持つていけるかどうかという、ここさえ結論出ないんですからね、何もそういう意味で現在というふうには私は言つてないわけじゃありません。しかし、本日に国民の注目、期待、ここにたえるという意味で、もつといろいろな学者、関係者が指摘をしていこうというすべての諸項目について将来総点検を加えるという問題で、ぜひ科学技術庁でも、またしかるべき委員会でも、ぜひとも検討していただきたいと思ひます。この点はつきりしないと、何は今度の法律改正で、機構じりの法改正を出してみたらどうで中身が伴わないのです。なるほど今度の法改正によつて、この原子力開発の安全確保の仕様が、こういうふうな安全が確保されていくんだという保障がない。もうきょうこれ以上聞いても、やりましようというふうにはならないので、ひとつ次の、またあさつての委員会がありますけれども、一遍持ち返つて相談をしていただいて、次回もう一遍聞きますから、ひとつよくよく考えておいていただきたいと思います。

「むつ」で大部分時間をとつてあれですけれども、少し法案の問題でお尋ねをいたしますが、吉田委員がいろいろお尋ねになつていましたけれども、もう一遍ちょっと再確認の意味で私にお聞きします。現在の原子力委員会の、そのもとにおける二つの審査会と七つの専門部会がございいます。この原子力年報によりまして、資料編のところの二百四十六ページから四十七ページ、ここに一覧表が出ていますが、この二つの審査会と七つの専門部会、今度の法改正によつて組織並びに人員で変わるころでございいますか。

○政府委員(牧村信之君) 原子炉安全専門審査会につきましては、組織は変わりませんが、三十名から四十五名の増強を図りたいと考えております。

それから核燃料安全専門審査会、これは現在三十名であつたかと思ひますが、これを四十名に増強したいと考えております。

それから、その他の専門部会につきましては、引き続き新しい原子力安全委員会ができましたときに改めて設置の決定をいたしまして、それぞれの増強を図りたい。なお、そのほか事務局の方でいろいろ私どもも検討しておりますが、他に必要なら専門部会を新たに設けるというようなことも当然あり得ると考えております。

そこで、専門委員の増強の状況でございしますが、現在の原子力委員会の専門委員は、安全審査会の三十名を除きまして百七十名でございしますが、今回の予算の成立に伴ひまして、安全委員会のみで百七十五名の専門委員をもつて、これらの専門部会を運営していくつもりでございいます。

○佐藤昭夫君 通産省、さつき吉田委員との御説明の中で、ちよつと私何と云うか、誤解を与える説明があつたのじゃないかと思うので、再確認の意味でただしておきますけれども、従来の原子力委員会のもと、今度は安全委員会になりますけれども、そのもとでの審査会ないしは専門部会、ここに相当するあれとして顧問会というものが通産省の方にはある。これが現在二十数人から四十数人にふやしますと、このことが一つあるわけですね。それから通産省の原子力発電安全課、これが四十八人から六十四人にふやしますという言い方をされたと思うのでございます。それはそうじゃないんでしよう。原子力発電課を含めて、原子力発電課が十二人、それから原子力発電安全課が現在

三十六人、これが新体制で原子力発電課十三人、発電安全課五十一人、トータルで言つて現行の四十八人が六十四人になる、こういう数字でよろう。

○政府委員(武田康君) お答え申し上げます。

先ほど、課の点につきまして、安全課を二分割という点だけ申し上げましたので、あるいは誤解を招いたかとも思ひますが、現在、原子力発電課、原子力発電安全課という二課がございまして、安全担当が今度もう一課ふえまして全部で三課になるわけではございいます。増加人員は三課全部を足しまして十六人でございまして、現在の五十二年の四十八から五十三年度六十四ということではございいます。

○佐藤昭夫君 それで、最初に質問をいたしました点との関係で、二つの審査会と七つの専門部会、何人かの人間が、ずっと人数が配置されておるわけですが、現在の原子力委員会が原子炉の安全審査にタッチをしておる組織と人数はどういうところですか。

○政府委員(牧村信之君) お答えします前に、先ほど私の答弁で百七十名と申しましたのは百七十五名の誤りでございまして、二つの審査会並びに専門部会の人数を全部足したものが百七十五に御修正いただきたいと思ひます。

それから、ただいまの御質問の原子力安全審査会に關係しておる人間、人数と申しますのは、安全委員会の方では安全審査委員が三十名でございいます。

それから、行政の方を若干申し上げますと、現在私どもの方に原子炉規制課という課がございしますが、そこが四十名の定員をもつて安全審査会……

○佐藤昭夫君 いや、課じゃないんです、専門部会。

○政府委員(牧村信之君) 専門部会ではございいます。専門部会は直接審査に直に關係してございまして、専門部会といたしましては、原子炉安全技術専門部

会、ここで安全基準であるとか安全指針、審査指針を検討しておるわけでございます。この専門部会が最も関与しておるところでございまして、この定員は、構成員は現在十八名になっております。ただし、この専門部会の構成員の十八名というものは別に定員はございせんし、ほかの部会と兼務しておる方もおられるということでございますが、現在のところ十八名でございまして。

○佐藤昭夫君 もう時間が来ておりますので、ちょっとまとめて、こういう理解でいいかという形のお尋ねをいたしますけれども、私衆議院の委員会の方でずっと議事録を調べてみたのですけれども、いわゆる基本設計の安全審査に今日までの原子力委員会のもとで審査会並びに専門部会のメンバーとしてタッチをしてこられたのは、おおよそ原子力安全審査会のさつき言われておる三十人、それから原子力安全技術専門部会のいま言われている十八人を初めとして、若干その他の専門部会から多少それぞれ関与して、それから三十人合せて六十人ほどの技術スタッフが従来原子力委員会の基本設計安全審査にタッチをしてきた。これが今度通産省のいわゆる顧問団に行くわけで、すね。もちろんダブルチェックはありますよ。ありますけれども、顧問団と対応するものが四十数名。こうなりますと、明らかに従来の原子力委員会のもとでの組織体制よりも後退が起ころんじやないかという問題が一つです。

それから事務局部門。事務局部門が原子力委員会の方は、私がいたいたしている資料では従来原子力規則課四十人、現在。これが新体制で原子力安全委員会が二十人になるということで、原子力安全委員会の側の事務局体制は半分に減るという問題が起ころ。こういう数字の理解でおよそいいんですね。という点から考えてみて、決して組織体制上安全確保に向けての充実が図られておるといふうには言えない、吉田委員も、その他の専門部会、これと相対するものが通産省側の方につくられないんじゃないかという、この問題をいろいろ言われた。この問題も一つあるでしょう。同

時に、ストレートに安全審査にタッチをする科技庁側と通産省側のこの組織体制を比較してみただけでも、数字的に明らかな後退が起こっているのではないかと思います。

次回またいろいろ質問します。以上で終わります。何か答弁ありましたら……数字を確認されたから、もういいです。

○中村利次君 行政懇が取りまとめられた意見を尊重して今度の基本法の改正案がたまたま審議されておるわけでありますけれども、私は、これはやっぱり明らかに前進であると評価をします。特別におととい四先生を参考人としてお呼びをして、私はこれも非常に本心に参考になりました。有澤先生なんかは、やっぱり行政懇の責任者としての考え方というものをきわめて明確に説明をされましたし、賛否は別にして、どういふことを考えておるのかということがよくわかりました。あるいはまた、道家先生とか藤本先生はそれのお立場からのいろいろな参考御意見がございました。これも非常に私は参考になりました。

〔委員長退席、理事堀出啓典君着席〕

そこで、短い時間ですけれども、いろいろな角度からの質問をしたいと思いますが、最初に、これが立法化されますと、通産省、運輸省が実際にこれは発電所あるいは船舶の安全審査をやるということになるのですが、これにはいろいろな議論がある。確かに事業実施官庁がその規制権限も同時に持つというのはいかしくないかという議論もあるわけですが、そういうあれから言って、果たして対応できるのかという議論もあるわけなんです。私はこの基本法の改正案の趣旨から言っても、それから、当然のことを——これはもう原子力の平和利用だけじゃなくて、いつも言うように、何事も人類の福祉、人類の幸せのためにあるのに、生命や安全、健康にささかすの要いもあるというやうなことをやるんでは、たかたか話はないわけでありまして、安全があくまで絶対的な前提であるというの、これはもう当然です。ですから、そういうことからすれば、

果たして今度は安全審査も行う通産省だとか運輸省あたりは体制があるのか、あるのかという、私はそういう何というか確かめというか、だめ押しは当然出てくると思う。しかし、そこで私はまた逆に考えなきゃいけないのは、通産省はこれは発電所ですから、法律がでますと即応体制がなきゃならないわけですが、これは、ですから、先ほど審議官のお答えでも、二課を三課にして十六名の増員があるのだと、それはやっぱり即応体制だと思ふんですよ。ところが運輸省の方にいきますと、これは船舶の安全審査というのはいまだ実用船としての運輸省の安全審査というのはいまだないわけですから、特に「むつ」のトラブルで実用船としての審査を運輸省が担当されるのがかなりおくれたと私は思ふんですよ。そうなりますと、体制があるのかあるのかといふてやられるものだから、それに応じて必要でない機構をつくられたり人ふやしをされたのでは、これは国民世論はいまの景気状態あるいは財政状態からして、歳入を削ると同時に歳出のむだをどう抑えるかということが、これはもう決定的な国民の要望であって、行政機構の改革なんかでもいふんうさく出るけれども、これは一回つくった機構を減らす、人減らしをするなんてことはほとんど不可能に近い。内閣の一つや二つぐらいつぶしたってそんなことは私は非常にむづかしいと思うから、だから安易に私は機構をつくったり人をふやしたりすることは慎まなきゃならぬ。ですから、安全審査に万全、完璧を期する、権威のある安全審査ができる体制をとる、国民に対して責任が持てるということ、必要でないものまで——運輸省の場合には当面機構をつくりません、体制をつくりません、そんなことは私は明らかにむだだと思ふ。そういう点について、くどいぐらい繰り返しますけれども、権威のある安全審査ができる体制を必要に応じて持つということ、国民に対して責任がとれるということ、何か空騒ぎをすることとは、これは別ですから、そういう点についての認識をまず伺いたいと思う。

○政府委員(武田廣君) 私ども先ほど来御説明申し上げておりますけれども、現在原子力発電の関係担当二課を三課にいたしました要員十六名を追加いたしました、現在原子力委員会、科技庁でなされたらっしゃる実用発電所につきましては基本設計の安全審査、これは完全にお引き継ぎするということのような自信を持って対応策を考えているところでございます。

関連いたしました一言だけ補足させていただきますと、十六名増員のうち、課長もおりますけれども、課長を抜きにしまして、統括安全審査官という安全管理の責任者、これは三名でございまして、それからそのほか安全審査官が八名、ほかはそのほかの事務担当というようになつておりました、十六名のうちの統括安全審査官三名を含みます十三名は科学技術庁からの数合わせ的には移しかえでございまして、十三名が現在実用発電所につきまして科学技術庁で担当されている人数に相当するという理解を持っております。ただ、事務処理等がございまして、さらに何人か追加するということは私も自前で考えているわけでございまして。一方顧問の先生方も増加充実していき、現在個別の発電所についての審査を担当なさっておられます原子力安全審査会のメンバーに相当するようなお仕事はしていただく、ただし基本的な基準等につきましては今後とも原子力安全委員会がおやりになることになろうかと思ひますので、そういった基本的な指針、基準はこれを使わしていただく、そういう意味で、実は技術専門部会、これに相当する名前のもはきょう現在考えてないわけでございます。ただ、従来からも、技術専門部会でございまして、ここでおつくりになった指針なり基準なりをベースに、個別の発電所——そのほかのものもそうかと思ひますが、——の審査をなさっていたと伺っておりますので、私もそれはそれでいいと思ひます。これは基本的な基準なりあるいは指針というものは、これはそのまま使わしていただくし、また安全委員会の方でそういうものを直すべきであ

るといふようなお話でお直しになれば、直したよ
うな状態のもので使わせていただく、こういうよ
うなことを考えている次第でございます。

○説明員(赤岩昭滋君) 原子力船につきまして
は、ただいま先生からお話のごさいますように
に、現在具体化しているという段階でございま
せんわけでございますが、実用原子力船が出現す
るという時期になりますと、運輸省におきまして
規制法に基づいて一貫して安全規制から運輸管理
までやるということになるわけでございます。非
常にその責務は重大だとわれわれも理解してい
るわけでございますので、これに対応して万全の体
制を整備していくという必要があらうかと思つて
おります。具体的には、実用原子力船の計画が具
体化してまいりました段階で、安全審査体制、新
しい責務が果たせるような組織あるいは人員の拡
充、充実というように図ってまいりたいと思つ
ております。

それで、まあ組織は要は人でございします。人は
すぐに養成できるというものでございしません
で、要員の確保というものは今後とも十分
やうにいかにならぬと思つております。従来
も人材の養成につきましては、各種の研修に行か
せるとか、あるいは科学技術庁の關係の部局との
人事交流を行うというようにやうてきたわけ
でございますけれども、今後ともそういう人事
交流あるいは研修を通じて人材養成に当たつて万
全の体制をしいていきたいというふうに考へてい
る次第でございます。そういう具体化までの期間
につきましては、部内その対策を検討する組織
をつくりまして、人材の養成あるいはいろいろの
各種の基準についてどう考へていくか、あるいは
具体化したときの組織を、いま考へているものよ
りもさらによくするにはどうしたらいいのかわか
らぬやうなことも含めて検討してまいりたいとい
ふふうに考へております。

○中村利次君 これはひとつ通産省、運輸省—
まあ運輸省はしばらく先のことでしようけれど
も、とにかく安全審査を今度のこの法改正によつ

てやるということになりますから、ひとつ權威の
ある安全審査ができる体制を確立されることを強
く要望いたします。

それから、おとこの参考人の方々の御意見を
拝聴して、いかにも時間が短いものですか
ら、いろいろ伺いたいことも中途半端になつて、
ずいぶん伺えないことが多かったものですから、
科技庁に質問をするのが当たるかどうかこれは
しれませんが、たとえば道家先生あたり
が、自然から受ける放射線の四分の一、これは先
生の恐らくお考えだと思ふんですね、そういうこ
とが定着したものでなく、道家先生として
は、四分の一を許容線量にすべきであるとお考へ
のようですが、これにはしかし医療用のあれを含
むということになると、ほとんどないんだとい
うやうなあれがございしました。しかし私は、個体差
でずいぶんこれは違ふんじゃないですかというこ
とを申し上げましたが、個体差だけじゃなくて、
そのときも例に出した関東と近畿、中国ではこれ
はもうまるで違ひますね。それからインドやブラ
ジルなんかではこれは日本の何十倍。そうなりま
す、たとえばムラサキツクサの話も出た。微
量線量の影響の話も出ました。ところが、話が
あつち飛びこつち飛びするようですが、東北大学
の放射線基礎医学教室の栗冠教授を中心とするグ
ループの方たちが、微量放射線のがんや白血病と
の關係について長い間——新聞報道によると二十
二年観察をして発表されたものが先月、四月の
十六日の朝日新聞に掲載しておるんですが、これ
はお読みになりましたか。

○政府委員(牧村信之君) ただいま先生の御指摘
の記事については拝見しております。
概要を申し上げますと、自然放射線の地区によ
る違いによつてがんとか白血病等の発生の頻度
に關係は認められないという研究の発表であらうか
と思ひます。そういう点については一応新聞の報
道等を通じて了知しておるわけでございます。

○中村利次君 これはかなり權威のあるものとい
う認定ができませんか。

○政府委員(牧村信之君) 非常に多くのデータ等
をもとにいたしました御調査をなさったものでご
ざいますので、私も、いままでのこの程度の自
然放射線の違いによつてこういうがん、白血病の
違いがないというふうな考へておりました点を明
確に調査されたものとして評価されるものではな
いかと考へておる次第でございます。

○中村利次君 私も、これをやうばり大変に興味
を持って、関心を持って拝見をしたんですけれど
も、これはインドやブラジルの千ミリ、二千ミリ
あるいは三千ミリという自然から受ける放射線の
地域でも、たとえばがんや白血病が非常に多発を
したかとか、
〔理事堀田典典君退席、委員長着席〕
あるいは平均寿命がどうなんだということを見て
みた場合でも、何らそういうものは關係してない
というところは言われてはいましたけれども、とに
かくわが日本でも、それもやうばり東北大学の放射
線基礎医学教室という、私もが単純に考へても
かなり權威を持ったところで、長年にわたつて
そして非常に綿密な観察、調査をおやりになつて
おるということが報じられておるわけですね。
なお、その上に、いま安全局長もおっしゃったよ
うに、自然放射線の強さと白血病の死亡率との關
係があるのかというのを加えて調べられて、全
くこれは關係がないということが具体的に示され
ているんですが、ところが、何というんですか
ね、これは実際のモニタリングで、サイトで一ミ
リか二ミリの放射線のところでムラサキツクサ
が反応する。これはもう遺伝的にもえらいこつち
やみだいな議論もあるわけですね。道家先生のお
とこの御意見では、このムラサキツクサ問題に
ついては、自分としてはこれはやうばり根拠のあ
るものという見方はいたしませんか、これは科技庁
あたりはこの關係なんかどういふうにあいにお考へ
なつておるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 市川先生のムラサキツ
クサの御研究、これは非常に基礎的な、たとえ
ばムラサキツクサのたしか雄しへ毛の細胞が
放射線にあつた、そのために非常に敏感に變化
を来すというこの御研究でございまして、これ
は非常に基礎的な研究としては貴重なものであ
らうかと思ふのでございしますが、ただ、原子力周
辺にムラサキツクサを植へまして、あるいはち
積に植へたものを持つていて、それによつて周
辺に持つていったところが非常にその變化が大き
かつたという御発表につきましては、ムラサキツ
クサというものが非常にその環境、たとえば温
度であるとか、何と申しますか、海辺に持つてい
きますと潮の影響とか、その他非常に外気の公害
物質による影響というやうないろいろな環境条件
の影響に対して非常に敏感な草でございします。そ
ういふやうな特性を持った草でございまして、原
子力周辺にただ単にある程度持つていって、多
かつた少なかつたというやうな発表をされた部分
があるわけではございますが、これは原子力発電所
から出ます微量な放射線による影響であると直ちに
決めつけておることは、これが非常に私どもには
納得できないところでございまして、決してそ
ういふやうな実験で原子力発電所の放射線の影響
がムラサキツクサに起つたこと、どうしても私
ども關係する専門家にお聞きいたしましたも解せな
いところでございします。したがういまして、その基
礎的ななされておる研究に對しましては、私も
非常に大事な研究だと思つておりますけれども、
それを原子力周辺に直ちにアプライしてデータが
出たのをあたかも放射線の影響であると決めつけ
ておられるその新聞等による発表に對しては、ど
うしても納得できないところでございします。

○中村利次君 これはこんなことを言つておるだ
けでもう半分以上過ぎましたからこれでおしま
いにしますけれども、通産省にしても、私は要望を
したいと思ひますけれども、たとえば、まあ原子
力の開発で電力会社は悪であると、それで通産省
はこれに癒着をして国民の立場に立つてないとい
う議論がありますよ。こういう議論はしかし、こ

これはまあ事実をもって立証する以外にはないと思はる。先ほども安全審査を今度はおやりになる場合、権威のある答えを出して、そしてまともな国民の信頼を得られるような、そういうことをやっていたらいいというのを要望しましたけれども、これは通産省にしろ、科技庁にしろ、行政の責任の立場です。そういう点に批判は批判、これはいろいろな批判があると思う。しかしやるべきことは私はそういうものにはないでやっていただかないと、これは日本の国民生活そのものがおかしくなるわけですから、改めてこれは強く要望をしておきたいと思ひます。通産省であらうと、科技庁であらうと。お答えは要りません。

そこで、これは衆議院の修正によりまして、安全委員会には原子炉安全専門審査会と核燃料安全専門審査会、これは法定されました。私は、これは安全確保の上から歓迎すべきことだと思いますけれども、同時に、国際的な核不拡散の問題の推移及びエネルギー事情の見通し等から言つて、安全委員会のこの重大性、もうこれは当然ながら、原子力委員会もこれはやっぱり重大な役割を果たさなければならぬ。だから、そういう点について安全委員会には非常に手厚いことがやられて、原子力委員会は何かこう軽視されるようなことになったんでは、これはやっぱりこの法案の持つ本来の性格から言つて、いわゆる安全を前提とした開発を進めなさいという立場から言つたらどんなものであらうという気がするんですが、何かそういう点について原子力委員会の、何というのですか、スタッフというか、機能の強化というか、そういう点についてどういうぐあいにお考えですか。

○政府委員(山野正登君) 原子力委員会は、新原子力委員会が発足いたしましたも引き続き原子力平和利用の推進を担当してまいりまして、特によいけれども、この下部組織といたしましては、特に法定はいたしません。現在も現原子力委員会のもとで活動いたしております長期計画の専門部

会でございますとか、あるいは核融合会議でございますとか、さらに新型動力炉の開発懇談会でございますとか、そういった現在重要な原子力委員会の下部組織として機能を果たしております各種の専門部会のようなものは引き継がれるわけでございます。この中で、これらが法定されていくと否にかかわらず、中心活動はこれらの専門部会の助力のもとにやっていくようなことになっておりますので、特に安全委員会の方で、専門審査会等が法定されたからといって原子力委員会の方がお粗末にされたといったふうなものではないというふうな考えをしております。

○中村利次君 その点はよほどしっかりと確認をしておきますね。

それからダブルチェックについて、これは私は有澤先生から実に明確な考え方が示されたと思ひますが、藤本先生からは、専門的にはダブルチェックというのはないで、専門的にはクロスチェックなんだというふうなことでしたが、私は、ダブルチェックであらうとクロスチェックであらうと、通産省や運輸省の安全審査も、それから安全委員会のチェックも、やっぱり何となく、このか、主体性、独自性を持って、権威のある、国民に対して責任が持てるというチェックをやれば、これがやっぱりイコールクロスチェックになると、有澤先生の考え方を聞いてそう思ったんですが、改めてこれは政府にお伺いをしますけれども、そういう認識でよろしいですか。

○政府委員(牧村信之君) 先般の参考人の方からの御意見で、クロスチェックが正しいんではないかという御指摘等もあつたわけでございます。ただいま先生の御指摘のように、それぞれが権威を持つて行うべきことはもちろんでございます。それから、ダブルチェックを行います際に、藤本先生のあれは、単に書類審査だけで同じ書類を使つてチェックするんじゃないかという御趣旨であつたかと思ひます。そこで、現在の原子力委員会における安全審査においてもそうではございませんけれども、今後の

ダブルチェックといたしましては、書類審査だけではなくて、場合によりましては、環境問題、たとえば地盤の問題であれば当然審査委員が現地にやつて視察をする、それから、安全評価をいたします場合に、場合によりましては原子力研究所の解析部のお力をかりまして、電力会社が行つた数値以外の数値を入れて安全解析を計算し直してみたいというふうなことも、十分いま行つておりますけれども、今後そういう線を、体制を強化してやつていくというふうなことで、いわゆるクロスチェックと申しますか、の実を上げようというところは当然のやらなければいけないことだと考えております。

○中村利次君 私も、いまの安全専門審査会のチェックについては、やっぱり権威があり、信頼すべきものと認識をしております。今度は新しい体制になるわけですから、なお一段とひとつ権威のあるものにしていただくように、努力というよりも、ぜひそうしていただきたいと思ひます。

それから、これはどなたにしろ、究極は人であるということが言われておりますけれども、この発足としては、これは原子力安全局が安全委員会の事務局として発足するわけですね。そうである、参考人の方々の御意見を承つたところで、原子力安全局が事務局としての役割を果たせるのか、あるいは新たに独自の事務局を持たなきゃいけないのか、こういうのはすべり出してみて、運用によつて決まってくるんだということでございます。そういうことですか。大臣、これどうですか。

○国務大臣(熊谷三郎君) いまそういうことで、さかといふことではございますが、さしあつては、いま考えておりますような体制でよろしいかと思つておりますが、しかし、その考え方は決して固定した考え方ではなくして、十分今後の情勢、事情とにらみ合わせて、きわめて融通無碍な態度で臨むべきじゃないかと思つております。

○中村利次君 なお、原研や放医研あたりから非常勤でそのお知恵をかりたらどうかと、これは道

家先生でしたか、そういう点、お考えになりますか。

○政府委員(牧村信之君) 原子力委員会の安全審査会には、すでに原研あるいは放医研の方が委員として参加していることは当然でございますが、その他の専門部会におきまして、それぞれの専門分野に応じて数多くの方に御協力をすべくいただいております。しかも、いま原子力研究所ではいろいろな安全研究を進めておりまして、安全基準の制定というようなことで安全委員会がいろいろな審議をするときには、現場で研究された方の知恵をさらに今後ますますいただかなければならぬわけでございますので、私どもとしては、可能な限りそういうような点について原研、放医研等のお知恵を拝借したい。これは当然専門委員等の資格でございますので、非常勤ではございますけれども、常時そういう御意見を賜りたいと思つておりますし、また、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、安全審査に必要な仕事を依頼するというような体制も逐次整備してまいりたいというふうな考えをしております。

○中村利次君 これは通産省や運輸省に私は要望いたしましたように、科技庁に対しても、やっぱり安全審査に対して出す答えに対して権威を持つて、原子力委員会を持つて、そのことがとにか、やたらと人を並べて、並び大名みたいに並べて、これが権威であるというのとはもうまるで違ひます。そういう点については、運輸、通産両省に私が先ほど申し上げたのと同じ気持ちです。ただし、私はおととい大変に何か感ずるところがあつたのは、藤本先生なんか私は原子力開発反対の急先鋒という認識があつたら、速記記録なんだって、さすが学者でして、実にごりつぱ、道家先生にしても、とすれば、やっぱり私は、むたをするのではないけれども、尊重すべき意見は素直に——政府はなかなかどうも素直さがないんで、それは余り素直に意見を聞いていたんで、身がもたないから当然でしょうけれども、そういう

ものを私は、むだでない権威を持たせるために必要なそういう意見を聞くことは、姿勢として非常にいいんではないかと思えますから、特に申し上げたわけです。

最後に、公聴会の問題にちよつときのもも触れましたが、私は、原子力委員会での公聴会を持ったのは明らかに失敗であつた。それはやっぱり公聴会をやる——有澤先生じゃありませんけれども、公聴会をやる場とする、そういう社会情勢のもとでは、公聴会とは本場に地域住民の皆さんの期待にこたえられるような、そういうものではないといふことがもう明らかにこれはなつたわけですから、むしろ紛争の場、闘争の場としてとらえられた経験を福島と柏崎で持ったわけですから、ですから、これはよつぽどしつかりわきまえてこの問題に取り組んでいただきますと、たとえば安全性、これは公聴会を原子力委員会でも運用上やろうといふことをお決めになるときに私はくどいぐらいつたんだが、国民の皆さんが原子力を理解するぐらひの科学的知識を持てと言つた、これは無理な話です。そして、本委員会で私は資料も出したこともありすけれども、広島、長崎の悲劇を繰り返すなといううな、全く何と言ふんですか、地域住民の皆さんをおどかさうな旗振りまで現実にあるんですから、だからそういうものに影響されて、平和利用であつても原子力はこわいものだ、大変なものだ、危険なものだ。確かにそれは多量の放射能を原子炉の中には持っているわけですから、一たんこれが外に流れ出たらえらいことですから、しかし、とにかくやつぱり何か広島、長崎に落ちた原子爆弾と同じものであるといううな印象を与えて旗振りをやる動きだつて確かにあるわけですから、だから、そういうものに影響された地域世論なんてものを正すためにはどうすればいいの。それから、そういうものによつて開かれる公聴会、安全性の議論なんでものは、私はまさにこれは地域住民の皆さんにとっては無縁である。むしろ、専門家の、反対なら反対の専門家、あるいは開発すべ

きであるというなら開発すべきであるという専門家、専門家同士が中央において堂々と安全性の議論をしてそれを公表する、こういうことを提唱したんですが、これは無視された。

最後に、時間もなくなりましたから、公聴会に対する考え方について所信を伺いたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 確かに、原子力委員会が持ちました公聴会、特に最近におきましては福島問題あるいは柏崎では地元の方から、混乱が起るのでも開き得ないといううなことで、公聴会によらず書面による意見の陳述を求めまして、それに対するお答えをしたといううなことで、正常な開催が不可能だつたわけでございます。安全委員会になりましてからは、先ほどからも申し上げておりますように、二度にわたる公開ヒヤリングと申しますか、対話を含めた公聴会をやりたいと考えておりますけれども、これは原則としてそうやることにいたしました。その地区それぞれいろいろな事情もあるかと思ひます。その地域の自治体あるいは利害関係者の方といううな意見を交えながら、ぜひ実現したい、とにかく対話の持てるように何と持つていきたい、こういううなことを試行錯誤しながらやっていきまして、だんだん定着すれば法制化をしたいと、かように考えておる次第でございます。

もう一点、学者間による公開の討論、これは私も現在あきらめておるわけではございませんで、なお学術会議が現在返事をしていただいていないわけでございますけれども、安全委員会の体制が整いましたときには、場合によりましては再度お願いするといううな努力をすべきことではないかと考えておまして、できればそういうものも持たたいものであるといううに考えておるところでございます。

○柿沢弘治君 これからの原子力の安全確保にとつて問題点は、この原子力安全委員会における基本設計の認可、その審査の体制の問題が一つ、参考人の方からも、書類審査、書類チェックだけ

では必ずしも十分な安全性の確認ができないではないかという指摘がなされましたけれども、その点についての確認を一つしておきたいということと、同時に、基本設計以後の詳細設計、さらには運転管理の面でのいろいろな問題点について安全委員会が十全の審査体制といひますか、チェックできる体制になっているかどうか、その二点に止ほつてお伺いをいたしたいと思ひます。

まず、基本設計の認可、審査の体制でございますが、いま局長からお話がありましたように、各専門部会に専門委員を置いて、百七十五名ほど考へていらつしやるようですが、その百七十五名の専門委員によつて技術的なバックをしてもらう、審査をしてもらうといううな話でございます。その点に關して、先般の参考人の意見でも、原研とか動燃の研究員、技術者の知識を十分使つてべきだといふお話がありましたけれども、現在、原子力安全専門審査会その他の専門部会で、これも百七十五名ぐらい専門委員がいるわけですが、その中の構成というの、わかりませんが、原研、動燃等の研究所の研究員がどのくらいか、それから大学の研究、学者の方々がどのくらいいるのか、それから民間の企業の研究員といううなものの中で活用していらつしやるのかどううか、その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 現在の原子力安全専門審査会以外の各種専門部会の構成の比率につきましては、ちよつと手元に数字がございませませんが、原子力安全専門審査会の構成、三十名の構成の内訳をお答えいたしますと、三十名のうち十四名が大学の関係者でございます。それから十名が原研、動燃等の科学技術庁、国立研究機関も含めましての方でございます。それから民間が二名でございます。これは電中研等の研究所の方でございます。それから完全な行政から四名を参画しております。このうち完全な行政職は二名でございます。他の二名は国立の試験研究機関等の学識経験者としての二名と承知しております。

○柿沢弘治君 そういたしますと、しばしば指摘

されるような、わずかに数名の、安全委員会が十一名ですか、科学技術庁の中の事務系といひますか、これも技術屋さんだと思ひますけれども、事務局に支えられて審査をするのでは不十分だといふ意見に對しては、この専門委員の方々が十分技術的にバックアップをしてくださるんだといううに考へてよろしいわけでございます。

○政府委員(牧村信之君) 安全審査は、現在の専門審査会三十名が予算的には四十五名に増加を認めていただいております。この四十五名の安全審査委員の方々が中心にダブルチェックをしていただくわけでございます。それに對応いたします事務局のお手伝いをする人間は、安全調査室十一名をもつて充てたいと、そのほか、基準づくりであるとか、そういうものもこの十一名のうちの何人かが当たるという形でやうなわけでございまして、百七十五名の非常勤の先生方、これは、そのうちの四十五名以外は直接関与するわけではございませんけれども、たとえば基準をつくる専門部会は、その成果は、当然安全委員会がその結果を決定いたしますと、安全専門審査会にお下げ渡しになつて基準になつていくといううな形でバックアップするということでございます。そういう意味では先生のおつしやるのとおりでございます。

○柿沢弘治君 いろいろな方からも、すべては人の問題だといふうに言われましたけれども、このいまの専門審査会の専門委員の三十名の方、もしくは増員される四十五名の方、これはそれぞれ安全審査の分野での、日本での超一流の専門家の方といううに考へてよろしゅうございませうか。それから、これはある意味では権威ある方なのか、それとも、それよりももう一クラス若いといひますか、本当の実務上最先端をいつていらつしやる方なのか、ネームバリューを中心を選んでいらつしやるのか、それとも最先端の技術を持っている中堅を選んではいらつしやるのか、その辺をちよつと聞きたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 原則的には、原子力安

全を審査いたしますときに、それぞれの専門分野があるわけでございますが、その中でただトップクラスの方をお選びしたいというふうに考えておるわけでございますが、たまたま一点、先生の御指摘とどう絡むかはわかりませんけれども、安全審査の先生方はできるだけ長い期間携わっていただきたいということを考えますと、どうしても若い方と申しますか、そういう意味では、ある狭い範囲では非常に専門家かもしれません、そういう若い優秀な方も随時供給していかなくちゃいけないというように考えまして、私も本年度の予算で三十名を四十五名にしていたことによりまして、私も今度の人員を拡充していただまして、できるだけ優秀な方に来ていただいて、長いこと、何と申しますか、権威が保てるような運営をぜひしていきたいと、かように考えておる次第でございます。

○柿沢弘治君 いま中村委員からも御指摘がありましたように、ただネームバリューといいますが、だけで並ぶ大名のように並んでいるのでは意味がない。そういう意味では、むしろ私のお願いは、中堅の若手の方々といいますが、そういう方々をどんどん起用して実際の審査の中で有効に使っていただくということが大事ではないかというところを指摘をし、そしてさらに、人選の上でそういう形で生かしていただくようお願いをしたわけでございます。人選されましたらまたそのときに教えていただきたいと注文をつけておきますけれども、そういう形で、実際に活動できる中堅、若手の方々を選んでいくことを心がけていただきたいと思います。

それと同時に、そうした方々が実際の最先端の技術を生かして審査に当たっていくためには、その方々の属している大学とか研究所の研究体制というものが一人一人の専門委員を十分バックアップしていくという体制が必要だと思えます。その点で、原研や動燃等の研究を十分に活用していくという必要があるかと思えますけれども、

従来といいますが、いままでの安全審査の中で原研や動燃の安全研究がどういうふうになされていくのか、その辺をひとつ伺いたいと思えます。で、具体的に、従来の安全審査の中で、書類審査だけではなくて、審査の過程で、原研等でのたとえば小規模な実験とかデータの収集とか、そういうものを行って認可をしたケースとか、そういうものがあるんでしょうか。どのくらいあるんでしょうか。

○政府委員(山野正登君) 安全審査に有効に結びつくような安全研究というのは、先生御指摘のように大変重要な問題でございます。従来は、原子力委員会のもとにございまして原子炉施設等安全研究専門部会というところでこのような研究を含めた長期的な研究のあり方というものを決めていただいております。そのうち特に政府機関が中心になってやっておりますものは、安全基準でございますとか、あるいは安全の審査の指針、解析モデルといったふうな、国の安全判断のために必要なデータを得るための研究というものを中心にやっております。そのほか、原研、動燃において行っておりますものというのはそういった研究が中心になっておるわけでござい

ます。従来の具体的な例として一例を挙げてみますと、原研にNSRR、原子炉安全研究部というものがあつたわけでございまして、このNSRR計画によつていろいろな安全研究を進めておるわけでございまして、従来、原子炉反応度事故についての安全審査というのはアメリカのNRCのガイドに基づいて行われておつたわけでございまして、このNSRRが設置されてこの関係の安全研究が進められて、その成果によりまして、最近におきましては別途定量的な審査の内規というものがある研究の上に定められたといったふうな実績がございまして、十分に国内の安全研究によつてこのような安全審査に有効に活用し得るデータが蓄積されつつあるということは言えようかと存じます。

○政府委員(牧村信之君) ただいま安全研究の安全審査への反映というのは原子力局長からお答えいただいたわけでございますが、個々の安全審査でどのようなことが原研に頼まれているか、その代表的なものを申し上げます、例の非常冷却装置の安全解析でございますが、従来は米国の計算コードを使つてその解析がやられておつたのが実態でございまして、最近におきましては、原研でこの評価のための計算コードを開発していただきまして、最近の原子炉審査におきましては、メーカーがやつてまいります安全解析評価の数値等と、原研のコードを使つて原研にお願いして計算してもらつたものを比較して、それぞれクロスチェックをするというようなことでの審査を実施しております。このように活動が逐次ふやしていききたいというふうに私も考えております。

○柿沢弘治君 いま局長から御説明がありましたが、これからの基本設計に関する安全審査、その信頼性といいますが、信頼性を高めていく上では、輸入炉の場合でもそうだし、技術導入の場合でもそうですが、アメリカなり先進国のデータをそのまま信用して、書類審査をして済ませてしまふ、その場合に、えてして後でいろいろ問題が起るわけでございまして、やはり事前にそれぞれの技術、安全基準、その他について、わが国独自の研究なり実証なりというものがバックにあるんだということをしっかり持つていく、それを国民の一人一人に説明できるように体制にしていこうということが必要ではないかと思つておるわけでございまして、その点で、いまのNSRRとか非常冷却装置の問題、そうした問題をさらにその原子力研究所の中で充実するために、原子力研究所をたとえば原子力安全研究所というものに一つ分離していくとか、もしくは原研の中の安全研究部というものを独立させるとか、そういうような原子力研究所の体制の整備といいますが、そういうものは考えられないものでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 私ども安全を担当する立場からいたしますと、ぜひそういう安全審査等をバックアップしてもらえようという組織をもう少し明確にしてほしいと思つてゐることは事実でございます。しかし、これは原子力研究所の御方針もあると思ひますし、原子力研究所を担当しておる原子力局の意向も十分加味しなさいかねわけでございますが、私も今後はそういう希望を持っておりますし、今後そういう点について関係の部局とよく相談していききたいと思つておる次第でございます。

○政府委員(山野正登君) 研究の内容を安全の研究と開発目的の研究と截然と二分するというのは大変むずかしい問題でございまして、研究開発はすべて原子力の場合には安全性の確保という大前提にあるわけでございまして、開発の研究即安全研究という場合が大変多いわけでございまして、まあそういう意味で、原研は開発目的のための研究と安全研究のための研究というものをやっております。ことになっておりますが、そういうふうに分けるのは大変むずかしいわけでございまして、なおかつ現在は、同所内に特に安全基準等の設定に必要な研究をする部局をまとめて、一つのセンターのような活動をさせておまして、先生御指摘のように、別個の組織にする、別個の研究所にするといったふうなことはいたしておりませんけれども、ただいま先生が御指摘の趣旨に沿つたような活動をしておるわけでございまして、今後ますますその面の研究に力を入れていきたいというふうに考えております。

○柿沢弘治君 一つの技術体系の中で安全技術だけを取り出して分離するというのもなかなかむずかしいことかもしれませんけれども、いま申しましたように、やっぱり安全審査に対する信頼性というのを高めていく上で、やはり一つの独立したといいますが、別個のバックアップ体制、技術的なバックアップ体制があるというのは非常に望ましいことではないかと思ひます。その点で、これはまだ来年の組織の問題にならうかと思ひます。

使用前検査等の確認行為のうち重要なものをするということではございますが、この件数は非常に膨大でございます。したがって、それらの

の、改正後は原子力安全委員会が絡んでくるわけですが、それでも、詳細設計以後は所管の大臣ということになっておりますし、しかも、それが原子力

の必要な詳細設計以降のものが立法当時から適用除外になっておったわけでございます。このように、そういう電気工作物の一構成要素でございま

部会の専門委員のような、安全審査体制もしくは安全検査体制でそれぞれの分野で最先端をいくような人たちに非常勤の委員を委嘱をして、それ

によつていろいろ検査の体制を整備をしていくというように考えていらっしゃるのかどうか。それがないとすると、やはり日常的な、行政的な検査に墮してしまふ——墮してしまふと言つては失礼ですけれども、おそれがある。その中で重要な問題がチェックされずに通つてしまふというやうなことがあるのではないかと、このように懸念をするわけですから、その点も含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(武田康君) まず第一のお話の規制法適用除外問題でございますけれども、実は、どうも私も通産省の一般に対する御説明等々が不向きなために誤解を与えていた向きがあるのかもしれないけれども、電気事業法は、電気事業の健全な発展、それから電気をお使いになる使用者の利益の保護というやうな、いわば事業の規制とともに、電気工作物の工事なり、維持なり、運営なりを規制いたしまして安全を確保する、あるいは環境の保全、公害の防止を図る、こういうふうなのが目的でございます。いわば事業の規制と、それからその施設にかかります安全の確保、そしてそれが公衆に影響を与えないというやうなことで、二つの大目的があるわけで、その体系でもともとでございまして、原子力発電所以外の、たとえば火力発電所なんかについても安全の確保を図る、公害の防止を図るというやうなことを現実にやつていくわけでございます。そういうやうなことでございまして、実はもとより、発電所のデザイン、あるいは工事、それから運用等につきましても安全規制というやうなことをやつていたわけでございます。そんなやうなこともございまして、かたがた原子炉は、発電所、電気工作物を構成する一部でございます。そういうやうなこともございまして、一構成要素のみを電気事業法体系から抜き出して、それでそこは規制法体系で見るといふことをやりますと、全体の整合性等々で問題がある。それから一方、規制内容といたしましては、規制法体系におきます詳細設計

以下運転に至る、運転といひますか、検査に至る規制内容と、電気事業法で定めておりますやうなことと関連する規制内容というのが全く同等でございまして、そんなやうな意味で、詳細設計、使用前検査あるいは定期検査といったやうなものにつきまして、従来からも電気事業法の体系で扱つてきたわけでございます。

安全委員会との関係につきましては、科技厅の方からお話ございましたやうに、安全委員会は原子力に関する安全をお扱いになりますので、これは詳細設計の認可なり検査なりが電気事業法体系で行われましても、これは原子力の安全に関する問題でございますので、重要なポイント等につきましては、すでに現在でも原子力委員会に必要なものを御報告する、あるいは常時連絡をとるといふやうな体制ができておりますし、これは新体制になりましても同様なことが行われていくというところであらうかと思ひます。

それから第二点で、役所メンバーのみでそれができるのかという点でございますが、現在までの実績で申し上げますと、詳細設計のチェックをする、これは、役所といひますか、通産省が責任を持つてチェックするわけでございますが、しかし、私どもも知恵の足りない面がございます。で、先ほどの説明の中でも申し上げたことでございますけれども、従来から学識経験者の顧問の方を二十数名お願いして、その方々に、たとえば詳細設計で、この判断するんだけれどもどうだろうか、あるいはどう判断したらいいだろうかというやうなことをいろいろ御意見を伺つて、それをベースにして判断していただくわけでございます。それからまた、事故等がございまして、これが行政部門のみでなかなか判断できない場合もございます。そういうものにつきましては、その評価等々につきましても、場合によれば調査の調べ方につきましてもいろいろ専門家の御意見を承り、あるいは知恵をお借りしてやつてきたわけでございます。今後におきましても同様なこととはもちろん行つてございまして、なお一層拡充の要が——安全審

査の一次をさらに受け持つわけでございますから、拡充の要があるわけでございます。

ただ、たとえば検査の実務そのものにつきましても、特に専門家の人に、そういう学識経験のある人に見てもらふというやうなことは、ちよつとまた違ふ面がございまして、これはまあいわば私どもの行政部門の人間がそのままでやつていくという体制がままでも続いてきております。しかし、ずっと将来に向かつて考えますと、それなりの専門屋にいろいろお願いするといふやうなことがいろいろ出てくる可能性はあるかと思ひますが、これは今後の検討問題でございます。なお、現在でも一部きわめて定型なものにつきましては、それはそういう人々を使いまして、そういうデータをチェックするといふやうな、そのデータを事後的にチェックするといふやうなやり方はもちろん採用しておりますが、先生のおっしゃつたやうな、全面的にというやうな感じで私受け取つたものでございまして、これはまだしばらく先の検討課題であらうかと思ひます。

○説明員(赤岩昭彦君) 船舶安全法でわれわれ各種の検査をやつておるわけでございます。安全法の目的といたしましては、海上におきます人命の安全、それから財産の保全というやうなことが目的で、船舶の安全を確保することを目的につくられていて、法律で検査を行つておるわけでありまして、一般の船舶——原子力船も原子炉を積んだ船という限りにおいては船舶でございまして、船舶を製造いたします場合には、製造いたします段階から製造検査というやうなことで、それから竣工段階に第一回の定期検査というやうなことで、図面段階、それから材料の段階、それから各種の施工の段階に於いて検査を実施してまいりました。その途中段階で、それぞれ前にやつたこととふぐあひがあるところが出てくるやうな場合には、またさらに戻つてそこでやり直していくというやうな形でやつていくわけでございます。最終的には海上における試運転というものが終わりました全部検査が終わるわけでございます。

原子力船につきましても、先ほど申し上げましたやうに、原子炉を積んだ船でございます。原子力船の場合に原子炉だけの安全ということは考えられない。やっぱり船である以上、海上におきましていろいろな条件に合ったときに船としても安全であるといふことがなければ原子炉自身の安全といふものはあり得ない。私どももいたしましては、安全法の中で全体の船という中で検査を進めていくといふことが原子力船の安全を確保する上で一番いいのではないかと考えております。で、実際の内容といたしましては、規制法に盛り込んでいます内容と同じものを船舶安全法の原子力船についての検査でも実施していくということになつております。

それから専門家の意見を聞くべきだといふ御意見、これは確かにともどもございまして、われわれ船舶の検査をやつております過程で、いままでもいろいろと菱洋丸等のタンカーの事故でいろいろの問題が出るし、あるいは二メートル潜水調査船のいま建造計画が進んでいる、あるいは日の浦丸の使用済み核燃料運搬船の建造というやうなことで、従来の船と変わったやうな船が出てきます。したが、われわれだけでなしに、学識経験者の先生方にお集まり願ひまして、いろいろ御意見を承つて実施してきていくわけでございますが、原子力船につきましても、今後ともこういうやうな方法を講じて、学識のある方々の御意見を反映させて進めていきたいと、このように思ひます。

○補沢弘治君 じゃ、時間が来ましたので、いまの問題を締めくくらせていただきますが、私いままでいろいろの御意見なり議論を聞いておりまして、基本設計の充実以上に詳細設計並びにその運転段階での安全性の確保、チェックというものが大切なんじゃないだろうか、その意味で、できた原子炉等規制法で一括して安全性のチェックをしていくといふことが原子力技術の安全性に対する国民の信頼を高めるために大切だといふやうに思つておるわけですが、もちろん、発電所は発電所としての一つの技術であり、船舶としての一つ

午後六時四十八分散会

の技術ですけれども、その中の原子炉部分というのは、原子力技術の未熟さといえますか、さらには未成熟といえますか、さらにそれへの国民の中にあるアレルギーというものを考えれば、慎重に慎重を期して審査をしていくことが大切だというふうに思いましたので、むしろその部分だけ取り出して特別の審査をするということが大切ではないだろうか。発電所は発電所として検査をしていただいて結構ですけれども、もし必要なら、適用除外をしないで、ダブルチェックでもいいじゃないか。安全局長は二重行政とおっしゃいましたけれども、そもそも原子力安全委員会が二重行政、ダブルチェックを意図しているわけですから、この部分だけ二重行政は困るということではない。別の観点からやはり見てもらうということが私は一つの意味があるというふうに思っております。

それからさらに、その運転の段階、詳細設計の段階で起こった問題、トラブルというものが、やはり基本設計の安全審査の中へもう一度リサイクルして生きてくる、こういう形の技術の循環がなければいけないのではないか、そういう意味で、基本設計以上に、その後の運転段階や工事段階の安全性のチェックというものが大切だ、そこからの情報が自動的に上がってくるようになって基本設計の審査に生かされていくという形で一つの技術のリサイクルと言いますか、安全技術のリサイクルというのが行われるのじゃないだろうかというふうに考えたわけでございます。それを、制度の問題であると同時に、やはりそれを今度運用されます担当者の方々や、その方々の仕事の仕方と言いますか、運用の仕方に大きく依存をいたしますので、その点ではこれからの運用をぜひ見守っていききたい。仏つくって魂入れずということにならないように、ぜひ魂の方を充実させていただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○委員長（藤原房雄君） 本案に対する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

昭和五十三年五月三十一日印刷

昭和五十三年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局